

資 料 編

資料編目次

「第1部 環境行政の総合的推進」に関して (担当課・室)

表1-1-1	環境行政のあゆみ	(1)	(環境政策課)
表1-1-2	環境関係予算の概要	(2)	(環境政策課)
表1-1-3	市町村の環境行政担当組織	(3)	(環境政策課)
表1-4-1	奈良県環境審議会の答申状況	(4)	(環境政策課)

「第2部 豊かな自然及び歴史的文化遺産と県民生活との共生」に関して

表2-3-1	鳥獣保護区及び特別保護区の状況	(5)	(森林保全課)
表2-3-2	休猟区の状況	(6)	(森林保全課)
表2-3-3	鳥獣捕獲禁止区域の状況	(6)	(森林保全課)
表2-3-4	鉛散弾規制地域の状況	(6)	(森林保全課)
表2-3-5	銃猟禁止区域の状況	(6)	(森林保全課)
表2-5-1	県内の文化財の指定件数	(8)	(文化財保存課)
表2-5-2	国指定文化財の指定件数	(9)	(文化財保存課)
表2-5-3	県指定文化財の指定件数	(9)	(文化財保存課)
表2-5-4	文化財の保護対策(平成18年度)	(10)	(文化財保存課)

「第3部 快適・安全な生活環境の創造」に関して

表3-1-1	市町村別の風致地区指定状況	(11)	(風致保全課)
表3-1-2	風致地区における許可基準	(11)	(風致保全課)
表3-1-3	風致地区における行為別許可申請件数	(11)	(風致保全課)
表3-1-4	風致地区及び歴史的風土特別保存地区における 地区別許可申請件数	(12)	(風致保全課)
表3-1-5	市町村別の歴史的風土保存区域及び 特別保存地区等指定状況	(13)	(風致保全課)
表3-1-6	歴史的風土保存区域及び特別保存地区等における 行為規制	(13)	(風致保全課)
表3-1-7	歴史的風土保存区域及び特別保存地区等における 行為別申請件数	(14)	(風致保全課)
表3-1-8	歴史的風土特別保存地区における買入れ実績	(14)	(風致保全課)
表3-1-9	都市公園の現況	(15)	(公園緑地室)
図3-3-1	光化学スモッグ広報伝達機構	(16)	(環境政策課)
表3-3-1	光化学スモッグ広報発令状況表(平成18年度)	(17)	(環境政策課)

表3-3-2	光化学スモッグ広報発令基準	(18)	(環境政策課)
表3-3-3	光化学スモッグ広報発令地域区分	(18)	(環境政策課)
表3-3-4	光化学スモッグ対策措置事項	(18)	(環境政策課)
表3-3-5	工場騒音に係る特定施設	(19)	(環境政策課)
表3-3-6	工場騒音に係る規制基準(敷地境界線上)	(20)	(環境政策課)
表3-3-7	特定建設作業及び規制基準(騒音)	(21)	(環境政策課)
表3-3-8	騒音に係る環境基準	(22)	(環境政策課)
表3-3-9	道路交通騒音に係る要請限度	(23)	(環境政策課)
表3-3-10	自動車騒音の常時監視調査区間表(平成18年度)	(23)	(環境政策課)
表3-3-11	環境騒音測定結果表(市町村測定分)		
	一般地域(道路に面する地域以外の地域)	(24)	(環境政策課)
表3-3-12	環境騒音測定結果表(市町村測定分)		
	道路に面する地域	(27)	(環境政策課)
表3-3-13	工場振動に係る特定施設	(28)	(環境政策課)
表3-3-14	工場振動に係る規制基準(敷地境界線上)	(29)	(環境政策課)
表3-3-15	特定建設作業及び規制基準(振動)	(29)	(環境政策課)
表3-3-16	道路交通振動に係る要請限度	(30)	(環境政策課)
表3-3-17	悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準	(31)	(環境政策課)
表3-4-1	環境基準水域類型指定状況	(33)	(環境政策課)
表3-4-2	水質汚濁に係る環境基準	(36)	(環境政策課)
表3-4-3	地下水質測定結果総括表(平成18年度)	(40)	(環境政策課)
表3-4-4	異常水質発生状況	(41)	(環境政策課)
表3-4-5	浄化槽設置事業(奈良県浄化槽設置事業)の概要	(41)	(環境政策課)
表3-4-6	農業集落排水事業の実績	(42)	(耕地課)
表3-4-7	水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法 による業種別特定事業場数	(43)	(環境政策課)
表3-4-8	上乘せ基準の設定状況	(45)	(環境政策課)
表3-4-9	平成18年度ゴルフ場使用農薬調査結果	(46)	(環境政策課)
表3-5-1	土壌の汚染に係る環境基準	(47)	(環境政策課)

「第4部 持続的発展が可能な循環型社会の構築」に関して

図4-1-1	廃棄物の分類	(48)	(廃棄物対策課)
表4-1-1	ごみ処理の状況	(48)	(廃棄物対策課)
表4-1-2	ごみ処理(焼却処理)施設の整備状況	(49)	(廃棄物対策課)
表4-1-3	粗大ごみ処理施設の整備状況	(50)	(廃棄物対策課)
表4-1-4	廃棄物再生利用(リサイクル)施設の整備状況	(50)	(廃棄物対策課)
表4-1-5	大阪湾フェニックス利用の状況	(51)	(廃棄物対策課)
表4-1-6	し尿処理の状況	(51)	(廃棄物対策課)

表 4 - 1 - 7	し尿処理施設の整備状況	(52)	(廃棄物対策課)
表 4 - 1 - 8	地域し尿処理施設（コミュニティ・プラント）の 整備状況	(53)	(耕地課)
表 4 - 1 - 9	浄化槽の設置状況	(53)	(環境政策課)
表 4 - 1 - 10	浄化槽設置届出状況	(53)	(環境政策課)
表 4 - 1 - 11	産業廃棄物の種類	(54)	(廃棄物対策課)
表 4 - 1 - 12	産業廃棄物の種類別排出及び処理状況	(56)	(廃棄物対策課)
表 4 - 1 - 13	産業廃棄物の業種別排出及び処理状況	(56)	(廃棄物対策課)
表 4 - 2 - 1	奈良県内の公共施設等における新エネルギーの 導入状況	(57)	(商工課)

「第 7 部 共通的基盤施策の推進」に関して

表 7 - 1 - 1	公害苦情調査結果	(60)	(環境政策課)
表 7 - 1 - 2	種類別の苦情（新規受理）件数の推移	(61)	(環境政策課)
表 7 - 1 - 3	典型 7 公害の発生源別苦情（新規受理）件数	(61)	(環境政策課)
表 7 - 1 - 4	奈良県公害審査会の処理事件の概要	(62)	(環境政策課)

環境用語の解説	(65)
---------------	------

表 1 - 1 - 1 環境行政のあゆみ

年	奈 良 県	国
昭和42年 (1967)	・企画部企画課に公害係を設置	・公害対策基本法を公布 (8月)
昭和43年 (1968)		・大気汚染防止法を公布 (6月) ・騒音規制法を公布 (6月)
昭和44年 (1969)	奈良県公害防止条例を制定 (4月)	・初の公害白書を刊行 (5月)
昭和45年 (1970)	・企画部に公害消防課を設置 (4月) ・奈良県公害紛争処理条例を制定 (9月) ・企画部に公害課を設置 (12月)	・公害紛争処理法を公布 (6月) ・公害対策本部を設置 (7月) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律を公布 (12月) ・水質汚濁防止法を公布 (12月)
昭和46年 (1971)	・奈良県公害防止条例を全文改正 (7月) ・奈良県公害対策審議会条例を制定 (7月)	・悪臭防止法を公布 (6月) ・環境庁を設置 (7月)
昭和47年 (1972)	・奈良県自然環境保全条例を制定 (3月)	・自然環境保全法を公布 (6月)
昭和48年 (1973)		・瀬戸内海環境保全特別措置法を公布 (10月)
昭和49年 (1974)	・奈良県自然環境保全条例を全文改正 (3月)	
昭和51年 (1976)	・公害課を衛生部へ移管 (4月)	・振動規制法を公布 (6月)
昭和63年 (1988)	・公害課を環境保全課に改称 (4月)	
平成元年 (1989)	・衛生部を保健環境部に改称 (4月)	
平成3年 (1991)	・保健環境部環境衛生課に廃棄物対策室を設置 (4月) ・奈良県環境会議設置 (6月)	・再生資源の利用の促進に関する法律を公布 (4月)
平成4年 (1992)		・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の公布 (12月)
平成5年 (1993)	・保健環境部に環境管理課を設置、廃棄物対策室を環境管理課へ移管 (4月)	・環境基本法を公布 (11月)
平成6年 (1994)	・奈良県公害対策審議会条例を奈良県環境審議会条例に改称 (7月)	・環境基本計画を策定 (12月)
平成7年 (1995)	・機構改革により、環境管理課及び環境保全課を生活環境部へ編入 (4月)	・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律を公布 (6月)
平成8年 (1996)	・奈良県環境総合計画を策定 (3月) ・奈良県環境基本条例を制定 (12月) ・奈良県公害防止条例を全文改正した奈良県生活環境保全条例を制定 (12月)	
平成9年 (1997)	・奈良県環境基本条例を施行 (4月) ・奈良県生活環境保全条例を施行 (4月)	・環境影響評価法を公布 (6月)
平成10年 (1998)	・奈良県環境影響評価条例を制定 (12月)	・特定家庭用機器再商品化法を公布 (6月) ・地球温暖化対策の推進に関する法律を公布 (10月)
平成11年 (1999)	・環境保全課を環境管理課に統合 (4月) ・廃棄物対策室を新たに廃棄物対策課として設置 (4月) ・奈良県環境影響評価条例を施行 (12月)	・ダイオキシン類対策特別措置法を公布 (7月) ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律を公布 (7月)
平成12年 (2000)		・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律を公布 (5月) ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律を公布 (5月) ・循環型社会形成推進基本法を公布 (6月) ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律を公布 (6月) ・再生資源の利用の促進に関する法律を改正した資源の有効な利用の促進に関する法律の公布 (6月) ・環境基本計画の改正 (12月)
平成13年 (2001)	・産業廃棄物監視センターを設置 (4月)	・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律を公布 (6月) ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法を公布 (6月)
平成14年 (2002)	・機構改革により、風致保全課を生活環境部へ移管 (4月) ・衛生研究所を保健環境研究センターに改称 (4月)	・土壌汚染対策法を公布 (5月) ・京都議定書を批准 (6月) ・使用済自動車の再資源化等に関する法律を公布 (7月) ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の公布 (7月)
平成15年 (2003)	・環境管理課を環境政策課に改称 (4月)	・環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律を公布 (7月)
平成16年 (2004)	・奈良県産業廃棄物税条例を公布 (3月) ・奈良県動物の愛護及び管理に関する条件の施行 (12月)	・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律を公布 (6月) ・景観法を公布 (6月)
平成17年 (2005)	・奈良県森林環境税条例を公布 (3月)	・京都議定書が発効 (2月)
平成18年 (2006)	・新奈良県環境総合計画の策定 (3月) ・奈良県地球温暖化防止活動推進センターの指定 (3月)	・石綿による健康被害の救済に関する法律を公布 (2月) ・第3次環境基本計画の策定 (4月)
平成19年 (2007)	・ストップ温暖化アクションプランの策定 (3月)	

表 1 - 1 - 2 環境関係予算の概要

(単位：千円)

分 類	平成19年度予算額 (平成18年度予算額)	主 な 事 業 名	各事業の 平成19年度予算額
環境政策	18,902 (19,444)	環境企画推進事業 環境啓発推進事業 環境にやさしい県民行動推進事業 ISO14001環境マネジメントシステム推進事業 環境影響評価推進事業 環境県民フォーラム推進事業 吉野川マナーアップキャンペーン事業 環境保全基金積立金 地球温暖化防止県民運動事業費 地球温暖化対策推進事業 環境政策推進事務	2,352 482 956 1,503 2,043 334 439 2,040 4,796 1,719 2,238
環境保全対策	175,748 (174,615)	ダイオキシン類常時監視等対策 大気汚染防止対策 アスベスト対策事務費 特定化学物質管理促進事業 環境放射能測定調査 水質汚濁防止対策 騒音振動防止対策 公害防止施設整備資金利子補給金 公害紛争処理対策 環境情報管理システム運営 リフレッシュ大和川行動事業 土壌環境保全事業 合併浄化槽設置整備費補助 浄化槽維持管理促進事務費 石綿健康被害救済基金出資金 公害防止計画策定事業費 浄化槽関係指導事務費	4,326 28,555 3,057 63 1,261 10,337 915 687 1,125 7,195 3,400 82 90,000 3,200 20,150 700 695
生活環境対策	363,318 (367,831)	産業廃棄物減量化等推進基金積立金 ゼロエミッション推進支援事業費 産業廃棄物排出抑制等研究開発事業費補助金 産業廃棄物排出抑制取組支援事業費 産業廃棄物適正処理推進支援事業費 リサイクル推進事業費 産業廃棄物適正処理監視体制強化事業費 産業廃棄物処理計画策定事業費 産業廃棄物監視事業費 奈良県循環型社会構築構想推進事業費 産業廃棄物監視センター事業費 産業廃棄物処理適正化事業 産業廃棄物排出事業者指導事業 特定産業廃棄物処理対策 PCB廃棄物処理対策推進事業 廃棄物対策推進事業その他	152,572 5,505 35,251 3,258 2,100 1,514 62,029 949 2,274 338 24,253 7,294 509 18,700 23,000 23,772
風致行政	9,360 (16,630)	古都風致審議会運営 屋外広告物規制 自然公園保護対策 風致地区等規制指導事業 風致行政推進	804 678 4,489 2,919 470
古都保存	1,595,092 (1,745,537)	歴史的風土保存買収事業 歴史的風土保存買収地整備 歴史的風土保存買収地景観管理 歴史的風土保存関連事業 あすかの里花園づくり事業 古都法買入地景観づくり事業	1,508,600 38,000 24,000 22,706 1,038 748
林業振興	1,107,514 (1,070,103)	森林環境教育事業費 森林整備地域活動支援事業 他	13,200 1,094,314
県有林造成	116,068 (132,597)	県有林造成事業	116,068
鳥獣保護	23,434 (20,801)	鳥獣保護事業 他 狩猟適正化事業	8,202 15,232
森林計画	9,216 (10,035)	森林計画樹立事業 林地開発許可事業費	8,727 489
造林	1,040,949 (827,867)	森林造成事業 森林環境保全緊急間伐事業費その他	750,697 290,252
治山	797,984 (1,241,419)	治山事業 民有林直轄治山事業費負担金 他	677,760 120,224
緑化推進	18,546 (21,943)	奈良県版レッドデータブック作成事業 緑化推進事業 他	5,365 13,181
自然公園	65,376 (69,957)	国立国定公園施設整備 県立自然公園施設整備 他	30,775 34,601
河川	6,386,893 (7,496,300)	河川愛護啓発事業 河川維持修繕 河川改良 他	1,280 516,750 5,868,863
都市公園	658,325 (944,061)	補助都市公園事業 都市公園管理運営費 他	420,000 238,325
下水道	195,292 (232,503)	第二浄化センタースポーツ広場整備事業費 奈良県流域下水道事業費特別会計への繰出金 他	2,000 193,292
合計 平成19年度 (平成18年度)	12,582,017 (14,391,643)		

地域住民の生活環境に密接に関係する県内市町村の環境行政担当組織は、下表のとおりである。

表 1 - 1 - 3 市町村の環境行政担当組織

(平成 20 年 2 月現在)

市町村名	課	郵便番号	住 所	メールアドレス	電話番号	直 通	FAX 番号
奈良市	環境保全課	630-8580	二条大路南 1-1-1	lg-kankyohozen02@city.nara.lg.jp	0742-34-1111	0742-34-4591	0742-36-5466
大和高田市	環境衛生課	635-8511	大字大中 100-1	eisei@info.city.yamatotakada.nara.jp	0745-22-1101		0745-52-2801
大和郡山市	環境政策課	639-1198	北郡山町 248-4	KANKYO@city.yamatokoriyama.lg.jp	0743-53-1151		0743-55-4911
天理市	環境政策課	632-8555	川原城町 605	kannkyouseisaku@city.tenri.lg.jp	0743-63-1001		0743-62-2880
橿原市	環境対策課	634-8586	八木町 1 丁目 1-18	kankyo@city.kashihara.nara.jp	0744-22-4001		0744-24-9719
桜井市	環境総務課	633-0052	大字浅古 485-1	greenpark1@city.sakurai.nara.jp	0744-45-2001	0744-45-2001	0744-45-2002
五條市	生活環境課	637-8501	本町 1 丁目 1-1	seikatsukankyoka@city.gojo.lg.jp	0747-22-4001	0747-22-3152	0747-22-8210
御所市	環境政策課	639-2298	栗坂 293	clean@city.gose.nara.jp	0745-66-1087	0745-66-1087	0745-66-2441
生駒市	環境管理課	630-0288	東新町 8-38	kankyokanri@city.ikoma.lg.jp	0743-74-1111		0743-75-8125
香芝市	生活環境課	630-0292	本町 1397	seikatu@city.kashiba.lg.jp	0745-76-2001		0745-78-3830
葛城市	環 境 課	639-2195	柿本 166	kankyou@city.katsuragi.lg.jp	0745-69-3001		0745-69-6456
宇陀市	環境対策課	633-0292	下井足 17-3	kankyoutaisaku@city.uda.lg.jp	0745-82-2202	0745-82-2202	0745-82-7234
山添村	地域振興課	630-2344	大字大西 151	jumin@vill.yamazoe.nara.jp	0743-85-0041	0743-85-0048	0743-85-0219
平群町	住民生活課	636-8585	吉新 1 丁目 1-1	somu@town.heguri.nara.jp	0745-45-1001		0745-45-0100
三郷町	生活環境課	636-8535	勢野西 1 丁目 1-1	seikatsukankyo@town.sango.lg.jp	0745-73-2101		0745-73-6334
斑鳩町	環境対策課	636-0198	法隆寺西 3 丁目 7-12	kankyou@town.ikaruga.nara.jp	0745-74-1001		0745-75-4455
安堵町	住 民 課	639-1095	大字東安堵 958	JUUMIN@town.ando.lg.jp	0743-57-1511	0743-57-1515	0743-57-1525
川西町	産業振興課	636-0202	大字結崎 28-1	kshinkou@town.nara-kawanishi.lg.jp	0745-44-2211		0745-44-4734
三宅町	町民生活課	636-0213	大字伴堂 689	tyoumin@town.miyake.nara.jp	0745-44-2001		0745-43-0922
田原本町	生活安全課	636-0392	890-1	seikatsu@town.tawaramoto.nara.jp	0744-34-2114		0744-33-8220
曽爾村	住民生活課	633-1212	大字今井 495-1	pm-jyumin@office.vill.soni.nara.jp	0745-94-2101		0745-94-2066
御杖村	住民生活課	633-1302	大字菅野 368	jumin2@vill.mitsue.nara.jp	0745-95-2001		0745-95-3545
高取町	住民福祉課	635-0154	大字観覚寺 990-1	saruishi@ceres.ocn.ne.jp(高取町企画課)	0744-52-3334		0744-52-4063
明日香村	住 民 課	634-0111	大字岡 55	hideki_nakai@vill.asuka.lg.jp	0744-54-2001	0744-54-3239	0744-54-3239
上牧町	環 境 課	639-0293	大字上牧 3350	pegasust@aioros.ocn.ne.jp	0745-76-1001		0745-77-6673
王寺町	住 民 課	636-8511	王寺 2 丁目 1-23	yawaragi@town.oji.nara.jp	0745-73-2001		0745-73-6311
広陵町	生活環境課	635-8515	大字古寺 81	info@town.koryo.nara.jp	0745-55-4431		0745-55-4432
河合町	環境衛生課	636-8501	池部 1 丁目 1-1	mn-kamimura@town.kawai.lg.jp	0745-32-0706		0745-32-9491
吉野町	企画観光課	639-3192	大字上市 80-1	kikakukankou@town.yoshino.nara.jp	0746-32-3081		0746-32-8855
大淀町	住民生活課	638-8501	大字捨垣本 2090	juminseikatsu@town.oyodo.lg.jp	0747-52-5501		0747-52-5505
下市町	住民福祉課	638-8510	大字下市 1960	TEIJYU@town.shimoichi.nara.jp	0747-52-0001		0747-52-0007
黒滝村	住民福祉課	638-0292	大字寺戸 77	kurotaki@m5.kcn.ne.jp	0747-62-2031		0747-62-2569
天川村	住 民 課	638-0392	大字沢谷 60	jyumin@vill.tenkawa.nara.jp	0747-63-0321		0747-63-0329
野迫川村	住 民 課	648-0392	大字北股 84	jyuminka1@vill.nosegawa.nara.jp	0747-37-2101		0747-37-2107
十津川村	生活環境課	637-1333	大字小原 225-1	k-odama@vill.totsukawa.lg.jp	0746-62-0001		0746-62-0020
下北山村	住 民 課	639-3803	大字寺垣内 983	kankyo@vill.shimokitayama.nara.jp	07468-6-0001		07468-6-0377
上北山村	住 民 課	639-3701	大字河合 330	s-oka@vill.kamikitayama.nara.jp	07468-2-0001	07468-2-0001	07468-3-0265
川上村	住民生活課	639-3594	大字迫 1335-7	y-marui@vill.kawakami.lg.jp	0746-52-0111		0746-52-0345
東吉野村	環境衛生課	633-2492	大字小川 99	juuminhukushi@vill.higashiyoshino.lg.jp	07464-2-0441		07464-2-0446

注) 担当課等は、環境行政全般についての窓口的な部署を掲げた。

自然保護や廃棄物処理等の部門については、担当課等が分かれていることがある。

表 1 - 4 - 1 奈良県環境審議会の答申状況（最近 5 年間）

年度	諮問事項等	答申年月日	答 申 内 容
平成 14 年度	平成15年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について	平成15年 3 月17日 (環審第 2 号)	水質汚濁防止法第16条第 1 項の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質及び底質の測定についての計画案を答申した。
	「廃棄物処理計画(概要)」に対する意見について	平成15年 3 月17日 (環審第 3 号)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき、奈良県廃棄物処理計画を策定することについて、諮問どおり答申した。
平成 15 年度	水質環境基準に係る水域類型指定について	平成16年 3 月23日 (環審第 1 号)	環境基本法第16条第 2 項にもとづく、水質環境基準に係る水域類型の設定について、布目ダム貯水池の水域類型を湖沼 A 湖沼（全窒素の項目の基準値を除く）と答申した。
	平成16年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について	平成16年 3 月23日 (環審第 2 号)	水質汚濁防止法第16条第 1 項の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質及び底質の測定についての計画案を答申した。
平成 16 年度	平成17年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について	平成17年 3 月23日 (環審第 1 号)	水質汚濁防止法第16条第 1 項の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質及び底質の測定についての計画案を答申した。
平成 17 年度	平成18年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について	平成18年 2 月16日 (環審第 1 号)	水質汚濁防止法第16条第 1 項の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質及び底質の測定についての計画案を答申した。
	次期「奈良県環境総合計画」の策定について	平成18年 2 月16日 (環審第 2 号)	環境基本条例第10条第 3 項の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画案について諮問どおり答申した。
平成 18 年度	平成19年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について	平成19年 2 月14日 (環審第 2 号)	水質汚濁防止法第16条第 1 項の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質及び底質の測定についての計画案を答申した。
	化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準の改訂について	平成19年 2 月14日 (環審第 3 号)	国の定めた「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）」に基づき、本県が策定した「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」の目標を達成するために、一定規模以上の特定事業場に対する「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」、「窒素含有量に係る総量規制基準」及び「りん含有量に係る総量規制基準」を改訂することについて、諮問どおり答申した。

表 2 - 3 - 1 鳥獣保護区及び特別保護区の状況

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

番号	名 称	所 在 地	存 続 期 間	面積 (ha)
1	大 台 山 系	吉野郡上北山村大台ヶ原	昭和 4 年 11 月 1 日 から 平成 24 年 10 月 31 日 まで	2,083 (838)
2	吉 野 山	吉野郡吉野町吉野山	平成 12 年 11 月 1 日 から 平成 22 年 10 月 31 日 まで	2,569
3	生駒・信貴山	生駒郡生駒信貴山系	平成 6 年 11 月 1 日 から 平成 26 年 10 月 31 日 まで	2,050
4	神 野 山	山辺郡山添村神野山周辺	〃	672
5	室 生	宇陀市室生区室生寺周辺	〃	369 (93)
6	玉 置 山	吉野郡十津川村玉置山周辺	〃	538
7	二 上 山	葛城市二上山周辺	平成 17 年 11 月 1 日 から 平成 27 年 10 月 31 日 まで	920
8	黒滝大峰山系	吉野郡黒滝村・天川村	〃	10,694
9	池 峯 ・ 池 原	吉野郡下北山村池峯・池原周辺	〃	535
10	鎧 ・ 兜 岳	宇陀郡曾爾村鎧・兜岳・屏風岩	〃	1,110
11	立 里 荒 神	吉野郡野迫川村立里荒神社周辺	平成 18 年 11 月 1 日 から 平成 28 年 10 月 31 日 まで	2,458 (54)
12	日 張 山	宇陀市菟田野区日張山周辺	〃	300
13	高 見 山	吉野郡東吉野村高見山	〃	3,102
14	下 市	吉野郡下市町秋野川右岸・左岸 の一部	平成 17 年 11 月 1 日 から 平成 27 年 10 月 31 日 まで	880
15	金 剛 葛 城	五条市、御所市、葛城市	平成 18 年 11 月 1 日 から 平成 28 年 10 月 31 日 まで	4,184
16	前 鬼	吉野郡下北山村前鬼	平成 17 年 11 月 1 日 から 平成 27 年 10 月 31 日 まで	1,033
17	都 祁	奈良市都祁吐山、都祁相河周辺	平成 11 年 11 月 1 日 から 平成 21 年 10 月 31 日 まで	603
18	旭	吉野郡十津川村	平成 12 年 11 月 1 日 から 平成 22 年 10 月 31 日 まで	1,190
19	白 谷 川	吉野郡十津川村	平成 17 年 11 月 1 日 から 平成 27 年 10 月 31 日 まで	250
20	花 瀬 山	吉野郡十津川村	平成 18 年 11 月 1 日 から 平成 28 年 10 月 31 日 まで	1,836
21	薊 岳	吉野郡川上村	平成 12 年 11 月 1 日 から 平成 22 年 10 月 31 日 まで	124
22	白 川 又	吉野郡上北山村	平成 13 年 11 月 1 日 から 平成 23 年 10 月 31 日 まで	1,688 (379)
計 22ヶ所				39,188 (1,364)

(注) 面積のかっこ書は、内数で特別保護地区である。

表 2 - 3 - 2 休猟区の状況

平成 19 年 3 月 31 日現在 設定なし

表 2 - 3 - 3 鳥獣捕獲禁止区域の状況

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

番号	名 称	所 在 地	存 続 期 間	面積 (ha)
1	奈 良 公 園	奈良市登大路町、雑司町、川上町、春日野一円	永 年	496
2	竜 田 公 園	生駒郡斑鳩町	〃	15
3	大 神 神 社	桜井市三輪	〃	280

表 2 - 3 - 4 鉛散弾規制地域の状況

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

名 称	所 在 地	存 続 期 間	面積 (ha)
坂本ダム鉛散弾規制地域	吉野郡上北山村坂本ダム周辺	平成12年11月1日から 特に終期を定めない	61

表 2 - 3 - 5 銃猟禁止区域の状況

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

番号	名 称	所 在 地	存 続 期 間	面積 (ha)
1	大 和 平 野	大和平野部一円	平成12年11月1日から 平成22年10月31日まで	48,459
2	津 風 呂 湖	吉野町津風呂湖水面及び吉野町運動公園並びに グランテージゴルフクラブ敷地内とその周辺	〃	660
3	高 山 ダ ム	奈良市月ヶ瀬村、山辺郡山添村高山ダム水面及 び周遊道路、対岸道路に囲まれた地域	〃	111
4	奈 良 万 葉 カントリー倶楽部	奈良市万葉ゴルフ場及びその周辺 50 m 以内	〃	75
5	重 阪 牧 場	御所市重阪牧場区域	〃	60
6	春 日 台 カントリークラブ	天理市春日台カントリークラブゴルフ場及びそ の周辺 50 m 以内	〃	142
7	東 海 自 然 歩 道	奈良県下を通ずる東海自然歩道の両側 100 m 以内	〃	1,575
8	曾 爾 高 原	曾爾村伊賀見及亀山周辺	〃	508
9	室 生 ダ ム	宇陀市室生区、榛原区室生ダム水面及び周遊道 路	〃	138
10	天 川	吉野郡天川村北角周辺	〃	101
11	二 津 野 ダ ム	十津川村二津野ダム水面	〃	192
12	上 野 地	十津川村上野地周辺	〃	40
13	大 宇 陀	宇陀市大宇陀区西部	〃	2,949
14	布 目 ダ ム	奈良市、山添村にまたがる布目ダム水面及び周 辺	平成14年11月1日から 平成 24年10月31日まで	174
15	上 津 ダ ム	山添村の上津ダム建設地	平成18年11月1日から 平成28年10月31日まで	42
16	西 吉 野	五條市西吉野町北部	平成12年11月1日から 平成22年10月31日まで	3,300
17	須 川	須川貯水池及び奈良スポーツ振興カントリーク ラブゴルフ場及びその周辺	平成14年11月1日から 平成24年10月31日まで	420

番号	名 称	所 在 地	存 続 期 間	面積 (ha)
18	桃 俣	桃俣区有林内桃俣ふるさと村自然遊園及びその周辺	平成12年11月1日から平成22年10月31日まで	100
19	御 所	御所市古瀬周辺	平成15年11月1日から平成25年10月31日まで	37
20	初 瀬 ダ ム	初瀬ダム及びその周遊道路に囲まれた地域	平成11年11月1日から平成21年10月31日まで	37
21	龍 王 山	龍王山頂から天理ダム及びその周辺並びに長岳寺ルート・崇神ルート周辺に囲まれた区域	平成12年11月1日から平成22年10月31日まで	265
22	桜 井	大和平野銃猟禁止区域に接する生田地区	平成14年11月1日から平成24年10月31日まで	30
23	菟 田 野	宇陀市菟田野区北西部	平成17年11月1日から平成27年10月31日まで	441
24	高 取	高取町東部	〃	683
25	大 淀	県道今木出口線、国道169号を結んだ線より南側及び西側	〃	2,750
26	五 條	五條市一円	平成9年11月1日から平成19年10月31日まで	5,005
27	大 深	県道阪本五條線と市道大深大平線に囲まれた大深小学校周辺	〃	30
28	牧 五 條 市	五條市域の牧 団地とその周辺	〃	4
29	生 琉 里	生琉里町及び新奈良ゴルフクラブ周辺	平成10年11月1日から平成20年10月31日まで	151
30	デ ィ ア パ ー ク	ディアパークゴルフ場	〃	81
31	柳 生 ゴ ル フ 場	柳生ゴルフ場	〃	119
32	宇 陀 ゴ ル フ 場	宇陀ゴルフ場及びその周辺	〃	606
33	阿 騎 野 ゴ ル フ 場	阿騎野ゴルフ場及びその周辺	〃	202
34	水 泥	御所市水泥周辺	〃	29
35	新 田	御所市新田周辺	〃	43
36	朝 倉	桜井市朝倉周辺	平成11年11月1日から平成21年10月31日まで	182
37	榛 原	宇陀市榛原区萩原周辺	〃	775
38	都 祁	奈良市蘭生、都祁小山戸、都祁吐山周辺	〃	787
39	川 上	川上村中奥川上流	平成12年11月1日から平成22年10月31日まで	823
40	川 上 第 2	川上村大滝周辺	〃	600
41	大 塔	五條市大塔町殿野	〃	300
42	吉 野	吉野町丹治・飯貝周辺	〃	381
43	菟 田 野 第 2	宇陀市菟田野区駒帰・稲戸周辺	平成13年11月1日から平成23年10月31日まで	99
44	奈 良 教 育 大 学 奥 吉 野 演 習 林	五條市大塔町赤谷	平成14年11月1日から平成24年10月31日まで	176
45	福 住	天理市福住町の一部	平成18年11月1日から平成28年10月31日まで	52
計 45ヶ所				73,554

表 2 - 5 - 1 県内の文化財の指定件数

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

区 分		件 数	備 考	
有 形 文 化 財	国 宝	211 件		
	重 要 文 化 財	1,422 件	国宝を含む	
	県 指 定 有 形 文 化 財	311 件		
	小 計	1,733 件		
無 形 文 化 財	重 要 無 形 文 化 財	2 件	個人 2 人	
	県 指 定 無 形 文 化 財	3 件		
	小 計	5 件		
民 俗 文 化 財	有 形	重 要 有 形 民 俗 文 化 財	5 件	
		県 指 定 有 形 民 俗 文 化 財	20 件	
		小 計	25 件	
	無 形	重 要 無 形 民 俗 文 化 財	5 件	
		県 指 定 無 形 民 俗 文 化 財	32 件	
		小 計	37 件	
記 念 物	史 跡	特 別 史 跡	10 件	
		史 跡	117 件	特別史跡を含む
		県 指 定 史 跡	51 件	
		小 計	168 件	
	名 勝	特 別 名 勝	1 件	(注)
		名 勝	10 件	特別名勝を含む
		県 指 定 名 勝	4 件	
		小 計	14 件	
	天 然 記 念 物	特 別 天 然 記 念 物	3 件	
		天 然 記 念 物	23 件	特別天然記念物 含む
		県 指 定 天 然 記 念 物	59 件	
		小 計	82 件	
伝 統 的 建 造 物 群	重 要 伝 統 的 建 造 物 群 保 存 地 区	2 地区		
文 化 財 の 保 存 技 術	選 定 保 存 技 術	9 件	個人 9 人	
	県 選 定 保 存 技 術	1 件	個人 1 人	
	小 計	10 件		

(注) 記念物については、同一の物件につき 2 つの種別に重複して指定が行われている場合、優先する種別のみ
に 1 件として数えた件数 (例えば「名勝及び史跡」は名勝のみに計上)。

表 2 - 5 - 2 国指定文化財の指定件数

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

件名 区分	国 宝									計
	建 造 物		絵 画	彫 刻	工 芸 品	典 籍 跡 書 跡	古 文 書	考 古 料	歴 史 料	
	件数	棟数								
奈 良 県	64	71	14	70	38	14	2	9	0	211
全 国	213	257	157	126	252	223	59	41	2	1,073
対全国比(%)	30.0	27.6	8.9	55.6	15.1	6.3	3.4	22.0	-	19.7

件名 区分	重 要 文 化 財 (含 国 宝)									計
	建 造 物		絵 画	彫 刻	工 芸 品	典 籍 跡 書 跡	古 文 書	考 古 料	歴 史 料	
	件数	棟数								
奈 良 県	261	374	132	501	231	188	50	49	10	1,422
全 国	2,306	4,147	1,952	2,615	2,405	1,857	717	559	150	12,561
対全国比(%)	11.3	9.0	6.8	19.2	9.6	10.1	7.0	8.8	6.7	11.3

件名 区分	特 別 史 跡	特 別 名 勝	特 記 別 天 然 物	計	史 跡	名 勝	天 然 記 念 物	計	重 文 化 無 形 財	重 民 俗 文 化 無 形 財	重 民 俗 文 化 有 形 財	重 建 造 物 的 群 體	保 存 技 術	登 録 有 形 財 (<small>建造物</small>)
奈 良 県	10	1	3	14	117	10	23	150	個人2	5	5	2	個人9	114
全 国	60	29	72	161	1,572	308	934	2,814	個人82件 110人 団体25件 25団体	252	205	79	個人45件 49人 団体23件 24団体	5,913
対全国比(%)	16.7	3.4	4.2	8.7	7.4	3.2	2.5	5.3	-	2.0	2.4	2.5	-	1.9

(注) 史跡・名勝・天然記念物の件数には、特別史跡・特別名勝・特別天然記念物の件数を含む。

表 2 - 5 - 3 県指定文化財の指定件数

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

件名 区分	有 形 文 化 財									史 跡	名 勝	天 然 記 念 物	無 形 文 化 財	無 文 化 民 俗 財	有 文 化 民 俗 財	選 定 保 存 術	計
	建 造 物		絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 典 跡 籍 籍	古 文 書	考 古 料	歴 史 料								
	件数	棟数															
奈 良 県	107	158	33	95	40	10	13	9	4	51	4	59	3	32	20	1	481

表 2 - 5 - 4 文化財の保護対策 (平成 18 年度)

事業名	事業内容
文化財保存事業	<p>(1) 国・県指定にかかる文化財の保存・修理・買収等に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 県指定文化財 ... 修理事業ほか (イ) 国指定文化財 ... 修理事業ほか (ウ) 埋蔵文化財発掘調査等 ... 平城京跡発掘調査ほか <p>(2) 文化財防災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 文化財防災設備設置 (イ) 文化財防災設備保守点検及び修理 <p>(3) 史跡地等の保護・調査</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 史跡地環境整備事業 ... 新沢千塚古墳群の環境整備事業ほか (イ) 史跡地公有化事業 ... 桜井茶臼山古墳追加指定地買収ほか (ウ) カモシカ食害対策事業 ... カモシカ生息概況調査ほか <p>(4) 埋蔵文化財発掘調査</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 国庫補助事業 ... 東大寺旧境内緊急調査ほか (イ) 受託発掘調査 ... 京奈和自動車道ほか
重要文化財保存 修理受託事業	文化財の所有者の委託を受けて、文化財保存事務所が唐招提寺他の建造物を修理する。

表3-1-1 市町村別の風致地区指定状況

(平成19年3月31日現在)

区分 市町村名	地区数	面積 (ha)	種別内訳 (ha)					備考
			第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	
奈良市	6	4,727.9	1,809.0	1,455.4	1,316.8	24.5	122.2	
大和郡山市	2	478.0	341.0	69.0	37.0	27.6	3.4	
天理市	1	1,338.0	151.9	1,066.9	118.6	-	0.6	
橿原市	4	371.3	212.0	61.0	58.2	40.1	-	
桜井市	3	1,406.9	304.0	977.7	-	125.2	-	
生駒市	1	1,010.0	-	348.5	287.5	316.9	57.1	
斑鳩町	1	628.4	80.9	376.3	171.2	-	-	
明日香村	1	2,418.0	125.6	855.4	1,437.0	-	-	村全域を指定
計	19	12,378.5	3,024.4	5,210.2	3,426.3	534.3	183.3	

表3-1-2 風致地区における許可基準

(平成19年3月31日現在)

種別	条例による基準							指導要綱による基準	
	建物の高さ (m)	建ぺい率 (%)	道路後退距離 (m)	隣地後退距離 (m)	緑地率 (%)	森林区域の緑地率 (%)	切土又は盛土高さ (m)	宅地割	
								1ha以上の開発地	1ha未満の開発地
第1種	8	20	3	1.5	40	60	2	1宅地当り500㎡以上	1宅地当り500㎡以上
第2種	10	30	2	1	30	50	3	最低200㎡以上 平均300㎡以上	原則として 200㎡以上
第3種	10	40	2	1	20	40	4		
第4種	12	40	2	1	20	40	4		
第5種	15	40	2	1	20	40	4		

表3-1-3 風致地区における行為別許可申請件数 (最近5年間)

(単位:件)

区分 年度	建築物	工作物	土地形質 の変更	木竹の 伐採	土石の 採取	その他	計	協議通知 件数
平成14年度	543	40	86	2	0	15	687	118
平成15年度	525	62	71	5	0	4	667	97
平成16年度	516	38	86	8	0	5	653	132
平成17年度	510	33	68	5	0	9	625	136
平成18年度	407	55	107	2	1	1	573	150

(注) 協議: 許可を要するとされる行為で、当該行為を国又は県の機関が行う場合
 通知: 風致の維持に著しい支障をおよぼさない公益に関する行為で許可又は協議を要しないとされるもの

表 3 - 1 - 4 風致地区及び歴史的風土特別保存地区における地区別許可申請件数 (平成 18 年度) (単位: 件)

市 町 村	風 致 地 区					歴史的風土特別保存地区			
	地 区 名	許 可	協 議	通 知	計	地 区 名	許 可	協 議	計
奈 良 市	春 日 山	58	14	17	89	春 日 山	54	1	55
	佐 保 山	45	3	1	49	聖 武 天 皇 陵	0	0	0
						平 城 宮 跡	5	2	7
	平 城 山	24	6	4	34	平 城 宮 跡	5	2	7
						山 陵	2	0	2
	あ や め 池	32	1	1	34				
	西 の 京	35	2	2	39	唐 招 提 寺	2	0	2
						薬 師 寺	0	0	0
富 雄	7	0	1	8					
計	201	26	26	253					
大和郡山市	郡 山 城 跡	22	0	2	24				
	矢 田 山	0	0	5	5				
	計	22	0	7	29				
生 駒 市	生 駒 山	65	0	7	72				
斑 鳩 町	斑 鳩	56	0	20	76	法 隆 寺	2	0	2
天 理 市	山 の 辺	4	3	3	10	石 上 神 宮	1	0	1
						崇神景行天皇陵	3	0	3
桜 井 市	三 輪 山 の 辺	6	0	0	6	三 輪 山	1	0	1
	鳥 見 山	31	0	0	31				
	磐 余	1	0	0	1				
	計	38	0	0	38				
橿 原 市	耳 成 山	3	0	0	3	耳 成 山	0	0	0
	香 久 山	0	0	0	0	香 久 山	0	0	0
	畝 傍 山	5	0	0	5	畝 傍 山	2	0	2
	藤 原 宮 跡	2	1	2	5	藤 原 宮 跡	2	3	5
	計	10	1	2	13				
明 日 香 村	明 日 香	42	7	28	24	飛 鳥 宮 跡	6	2	8
						石 舞 台	0	0	0
						岡 寺	1	0	1
						高 松 塚	0	2	2
						明 日 香 2 種	93	4	97
合 計	438	37	93	515	合 計	179	16	195	

(注) 風致地区の申請数は、歴史的風土保存区域に重複して規制される申請数を含む。

表 3 - 1 - 5 市町村別の歴史的風土保存区域及び特別保存地区等指定状況

古都保存法による指定

(平成 19 年 3 月 31 日現在) (単位 : ha)

区 分	奈良市	天理市	橿原市	桜井市	斑鳩町	計
保 存 区 域	2,776	1,060	426	1,226	536	6,024
うち特別保存地区	1,809	82	212	304	81	2,488

明日香村特別措置法による指定

(平成 19 年 3 月 31 日現在) (単位 : ha)

区 分	第 1 種 地 区	第 2 種 地 区	計 (明日香村全村)
面 積	126	2,278	2,404

表 3 - 1 - 6 歴史的風土保存区域及び特別保存地区等における行為規制

区 分		規 制 内 容	
保 存 区 域		届 出 制	指導・助言等による規制
特 別 保 存 地 区		許 可 制	原則として現状保存の規制 著しい変更を抑制することとしているが、同村の生活環境を配慮し、建築物等については、一定の緩和を図っている。
明日香村	第 1 種 地 区		
	第 2 種 地 区		

表 3 - 1 - 7 歴史的風土保存区域及び特別保存地区等における行為別申請件数 (最近 5 年間) (単位：件)

年度	行為区分 規制区分	建築物	工作物	土地形質 の変更	木竹の 伐採	その他	計
		平成14年度	保存区域	2	0	0	0
	特別保存地区	23	20	8	0	1	52
	明日香第2種地区	44	39	13	0	0	96
平成15年度	保存区域	2	0	0	0	0	2
	特別保存地区	23	20	8	0	1	52
	明日香第2種地区	44	39	13	0	0	96
平成16年度	保存区域	5	0	0	0	0	5
	特別保存地区	31	26	53	2	8	120
	明日香第2種地区	42	39	14	0	2	97
平成17年度	保存区域	5	0	0	0	0	5
	特別保存地区	29	15	39	1	8	92
	明日香第2種地区	25	42	16	0	0	83
平成18年度	保存区域	6	0	0	0	0	6
	特別保存地区	23	47	43	0	4	117
	明日香第2種地区	28	55	10	0	0	93

(注) 件数は延件数である。

表 3 - 1 - 8 歴史的風土特別保存地区における買入れ実績 (平成 19 年 3 月 31 日現在)

地区名	件数	面積 (㎡)
春日山	624	1,943,004
平城宮跡	631	591,578
聖武天皇陵	3	1,238
山陵	28	23,867
唐招提寺	11	8,601
崇神景行天皇陵	86	55,431
三輪山	9	23,911
香久山	58	128,834
畝傍山	8	8,508
飛鳥宮跡第1種	200	168,206
明日香第2種	325	326,450
計	1,983	3,279,628

表 3-1-9 都市公園の現況

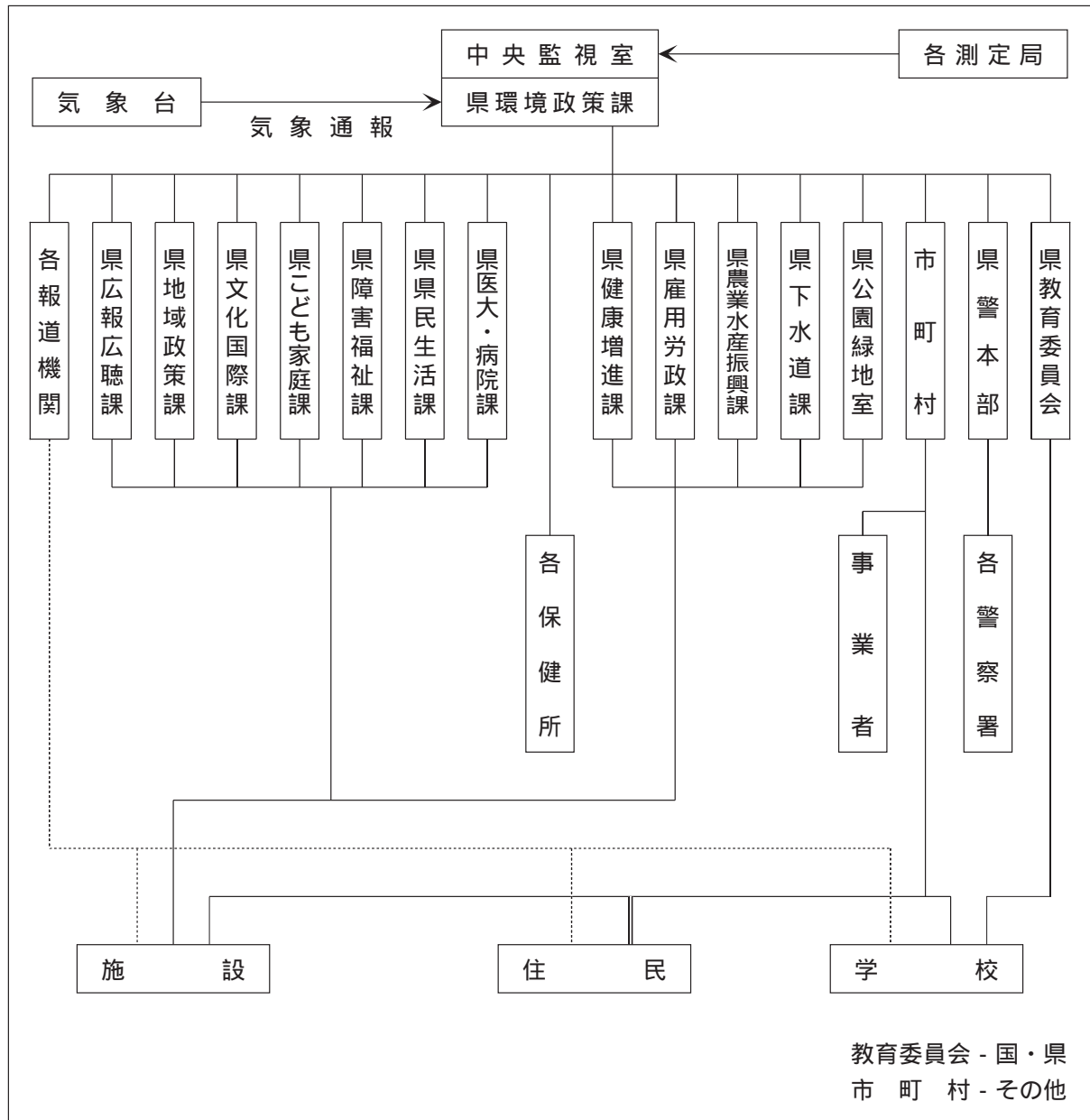
(平成 19 年 3 月 31 日現在)

市町村名	都市計画区域人口(千人)	1人当り公園面積(m ² /人)	住区基幹公園			都市基幹公園			特殊公園				広場公園		緑道		合計													
			街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	広域公園	風致公園	歴史公園	墓園	国営公園	都市緑地	広場公園	緑道	合計														
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)												
合計	1,390	11.49	1,497	211.34	69	127.56	22	113.35	12	163.34	6	82.93	2	541.88	4	29.32	5	3.98	1	8.50	1	46.10	408	264.27	1	0.39	67	3.90	2,095	1,596.86
奈良市	362	20.08	394	53.53	8	18.19	3	15.66	1	23.20	1	27.80	1	502.38	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	86	86.02	0	0.00	0	0.00	494	726.78
大和葛田市	72	2.66	10	2.58	6	8.90	1	2.31	1	5.37	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	18	19.16
大和郡山市	93	6.88	101	10.69	0	0.00	1	4.60	2	33.40	1	9.10	0	0.00	0	0.00	2	0.74	0	0.00	0	0.00	40	5.43	0	0.00	0	0.00	147	63.96
天理市	69	4.69	13	2.16	4	7.80	1	6.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	16.40	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	20	32.36
橿原市	126	6.25	174	13.16	3	6.34	1	4.00	1	23.57	1	10.20	0	0.00	1	4.41	0	0.00	1	8.50	0	0.00	19	8.62	0	0.00	0	0.00	201	78.80
桜井市	62	3.53	26	5.75	1	3.80	0	0.00	0	0.00	1	9.40	0	0.00	0	0.00	2	2.64	0	0.00	0	0.00	1	0.29	0	0.00	0	0.00	31	21.88
五條市	35	32.56	21	9.80	3	5.29	1	5.10	1	16.70	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	74	75.19	0	0.00	62	1.89	162	113.97
御所市	32	5.79	13	1.06	2	3.62	0	0.00	0	0.00	1	12.70	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	4	1.15	0	0.00	0	0.00	20	18.53
生駒市	116	12.72	194	30.73	11	15.53	3	15.34	2	39.39	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	108	44.56	0	0.00	5	2.01	323	147.56
香芝市	73	5.07	88	12.67	4	9.63	1	4.57	1	1.68	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	38	8.48	0	0.00	0	0.00	132	37.03
葛城市	36	10.49	49	3.45	9	10.96	2	14.85	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	8.51	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	61	37.77
宇陀市	32	8.97	39	7.78	2	2.54	0	0.00	2	16.77	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	1.62	0	0.00	0	0.00	44	28.71
平群町	21	7.04	48	6.38	1	1.40	1	7.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	50	14.78
三郷町	23	10.69	55	9.90	0	0.00	2	6.32	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	24	8.36	0	0.00	0	0.00	81	24.88
斑鳩町	29	6.23	22	0.96	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.60	0	0.00	0	0.00	2	16.11	1	0.39	0	0.00	26	18.06
安堵町	9	0.96	6	0.86	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	6	0.86
川西町	9	5.90	26	2.81	0	0.00	0	0.00	0	0.00	(*)	2.50	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	26	5.31
三宅町	8	3.74	10	0.99	1	2.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	11	2.99
田原本町	34	3.84	79	10.84	1	2.20	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	80	13.04
高取町	8	4.46	1	0.27	0	0.00	1	3.30	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	3.57
明日香村	6	77.65	2	0.25	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.24	0	0.00	0	0.00	4	46.59
上牧町	25	2.53	37	5.15	1	1.17	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	38	6.32
王寺町	23	6.78	32	3.83	3	8.19	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	3.57	0	0.00	0	0.00	37	15.59
広陵町	34	13.59	16	7.88	5	11.85	1	6.50	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	27	46.22
河合町	20	18.57	22	3.82	1	1.32	2	9.95	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	28	37.13
吉野町	6	18.92	3	0.12	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	11.23	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	4	11.35
大淀町	21	7.07	13	3.80	2	5.68	0	0.00	1	3.26	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	2.10	0	0.00	0	0.00	17	14.84
下市町	6	15.20	3	0.12	1	1.15	1	7.85	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	5	9.12

(*)は浄化センター公園(大和郡山市・川西町)で、箇所数は大和郡山市に、(*)は馬見丘陵公園(広陵町・河合町)で、箇所数は河合町にカウントしています。

図 3 - 3 - 1 光化学スモッグ広報伝達機構

(平成 19 年 4 月 1 日現在)



(注) —— FAX による伝達 (ただし、県から市町村へは防災ファックスとする。)

—— 有線放送・掲示等による伝達

..... ラジオ・テレビ等その他の方法による伝達

表 3 - 3 - 1 光化学スモッグ広報発令状況表 (平成 18 年度)

月日	予 報				注 意 報			
	番号	発令時間	地域	Ox 濃度 ppm	番号	発令、解除時間	地域	Ox 濃度 ppm
6 / 1 (木)	1	13 : 15	北部	生駒局 0.103				
		"	中部	天理局 0.109				
		"	南部	桜井局 0.104				
6 / 5 (月)	2	15 : 15	北部	生駒局 0.107				
		"	中部	王寺局 0.119				
		"	南部	高田局 0.109				
6 / 14 (水)	3	13 : 50	北部	生駒局 0.098				
		"	中部	王寺局 0.100				
6 / 29 (木)	4	15 : 00	北部	生駒局 0.113				
		"	中部	王寺局 0.120				
		"	南部	高田局 0.102				
8 / 4 (金)	5	13 : 10	北部	生駒局 0.107	1	14 : 10、17 : 20	北部	生駒局 0.138
		"	中部	王寺局 0.108		"	中部	王寺局 0.133
8 / 5 (土)	6	13 : 10	北部	生駒局 0.115	2	15 : 10、18 : 00	北部	生駒局 0.155
		"	中部	王寺局 0.106		"	中部	王寺局 0.140
8 / 6 (日)	7	14 : 15	北部	生駒局 0.093	3	15 : 15、17 : 10	北部	生駒局 0.123
		"	中部	王寺局 0.099		"	中部	王寺局 0.141
8 / 11 (金)	8	12 : 10	北部	生駒局 0.116				
		"	中部	王寺局 0.120				
8 / 24 (木)	9	13 : 15	北部	生駒局 0.084				
		"	中部	王寺局 0.114				

(注) 予報の解除は、午後 5 時としている。

表 3 - 3 - 2 光化学スモッグ広報発令基準

広報区分	発 令 基 準
予 報	測定点におけるオキシダント濃度の 1 時間平均値が、0.08 ppm 以上になり、気象条件からみてその濃度が悪化する恐れがあると認められるとき
注 意 報	測定点におけるオキシダント濃度の 1 時間平均値が、0.12 ppm 以上になり、気象条件からみてその濃度が継続すると認められるとき
警 報	測定点におけるオキシダント濃度の 1 時間平均値が、0.24 ppm 以上になり、気象条件からみてその濃度が継続すると認められるとき
重 大 警 報	測定点におけるオキシダント濃度の 1 時間平均値が、0.40 ppm 以上になり、気象条件からみてその濃度が継続すると認められるとき

表 3 - 3 - 3 光化学スモッグ広報発令地域区分

発令地域	該当市町村
大 和 平 野 北 部	奈良市・生駒市・大和郡山市
大 和 平 野 中 部	天理市・香芝市・王寺町・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・川西町・三宅町・田原本町・上牧町・広陵町・河合町
大 和 平 野 南 部	大和高田市・橿原市・桜井市・御所市・葛城市・高取町・明日香村

表 3 - 3 - 4 光化学スモッグ対策措置事項

広報区分	措 置 事 項
予 報	(1) 注意報に備えて、テレビ、ラジオ等の報道に注意すること (2) 屋外での特に過激な運動はさけること (3) 目やのどに刺激を感じた人には、洗顔、うがいをすることを指導すること
注 意 報	(1) 学校及び施設では、できるだけ屋外での運動をさけ、屋内に入ることを指導すること (2) 目に刺激や痛みを感じた人には、洗眼することを指導すること (3) のど、鼻に刺激や痛みを感じた人には、うがいをすることを指導すること (4) 症状のひどい人には、医師の指示を受けることを指導すること (5) 不用不急の自動車を使用しないよう要請すること (6) 工場又は事業場では屋外での燃焼行為をしないよう要請すること (7) 排出ガスを毎時 1 万立方メートル以上を排出する工場及び事業場（以下「関係事業場」という。）に対し、排出ガス量の減少を行うよう勧告すること
警 報	注意報の各措置事項の徹底をはかること
重 大 警 報	(1) 学校及び施設では、屋外での運動をさけ、屋内に入ることの徹底をはかること (2) 自動車使用者に対し、自動車の使用をさけるよう強力に要請するとともに公安委員会に対し、当該地域における自動車交通の規制について道路交通法の規定により措置をとるべきことを要請すること (3) 工場又は事業場での屋外燃焼行為をしないよう命令すること (4) 関係事業場に対し排出量の減少を行うよう命令すること

(注) この表の措置事項のうち注意報の(5)・(6)・(7)及び重大警報の(2)・(3)・(4)は、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 23 条の規定に基づくものであること。

表 3 - 3 - 5 工場騒音に係る特定施設

施 設 名		規 模 又 は 動 力 等
金 属 加 工 機 械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5キロワット以上であるもの
	製管機械	すべてのもの
	ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75キロワット以上であるもの
	液圧プレス	矯正プレス以外のすべてのもの
	機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン以上であるもの
	せん断機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上であるもの
	鍛造機	すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	すべてのもの
	ブラスト	タンブラスト以外ののものであって、密閉式のものを除く
	タンブラー	すべてのもの
	切断機	砥石を用いるもの
空気圧縮機		原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるもの
送風機		原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるもの
土石用 鉱物用	破砕機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるもの
	摩砕機	
	ふるい	
	分吸機	
織機		原動機を用いるもの
建設用 資材製 造機械	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上であるもの
	アスファルトプラント	混練機の混練重量が200キログラム以上であるもの
穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5キロワット以上であるもの
木 材 加 工 機 械	ドラムバーカー	すべてのもの
	チップパー	原動機の定格出力が 2.25キロワット以上であるもの
	砕木機	すべてのもの
	帯のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15キロワット以上、木工用にあつては 2.25キロワット以上であるもの
	丸のご盤	
	かなな盤	原動機の定格出力が 2.25キロワット以上であるもの
抄紙機		すべてのもの
印刷機械		原動機を用いるもの
合成樹脂用射出成形機		すべてのもの
鋳造型機		ジョルト式であるもの

表 3 - 3 - 6 工場騒音に係る規制基準 (敷地境界線上)

(単位：デシベル)

区域の区分	許 容 限 度			
	昼 間	朝 ・ 夕		夜 間
	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から 午前 8 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日午前 6 時 まで
第 1 種区域 第 1 種低層住居専用地域・第 2 種 低層住居専用地域・第 1 種中高層 住居専用地域・第 2 種中高層住居 専用地域・風致地区 (第 3 種区域 に該当する区域を除く。)・歴史的 風土保存区域	50	45		40
第 2 種区域 第 1 種住居地域・第 2 種住居地域 ・準住居地域 (第 1 種区域に該当 する区域を除く。)・その他の区域	60	50		45
第 3 種区域 近隣商業地域・商業地域・準工業 地域	65	60		50
第 4 種区域 工業地域・工業専用地域	70	65		55

(注) 第 2 種から 4 種区域のうち、学校・保育所・病院・診療所 (患者収容施設を有するもの)・図書館・特別養護老人ホームの敷地の 50 m 区域内の基準は、上表より 5 デシベルを減じる。

なお、本表は騒音規制法・奈良県生活環境保全条例に基づく規制基準である。

表3-3-7 特定建設作業及び規制基準（騒音）

<p>特定建設作業</p>	<p>(1) くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機またはくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）</p> <p>(2) びょう打機を使用する作業</p> <p>(3) さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）</p> <p>(4) 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであってその原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）</p> <p>(5) コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）または、アスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）</p> <p>(6) バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業</p> <p>(7) トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業</p> <p>(8) ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業</p>		
<p>規制基準 (敷地境界線上)</p>	<p>規 制 値</p>	<p>85 デシベル</p>	
<p>第1号区域</p>	<p>作業時間帯</p>	<p>午前7時～午後7時</p>	
	<p>作業時間</p>	<p>1日10時間以内</p>	
	<p>作業期間</p>	<p>当該作業の場所において連続して6日を超えないこと</p>	
	<p>作業禁止日</p>	<p>日曜日その他の休日</p>	
	<p>作業時間帯</p>	<p>午前6時～午後10時</p>	
	<p>作業時間</p>	<p>1日14時間以内</p>	
	<p>作業期間</p>	<p>当該作業の場所において連続して6日を超えないこと</p>	
	<p>作業禁止日</p>	<p>日曜日その他の休日</p>	

(注) 基準には除外規定がある。第1号区域は、表3-3-6の第1種区域～第3種区域及び第4種区域のうち学校等の施設の敷地から80m以内であり、第2号区域は第1号区域以外の区域である。

なお、本表は騒音規制法・奈良県生活環境保全条例に基づく規制基準である。

表 3 - 3 - 8 騒音に係る環境基準

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

一般地域 (道路に面する地域以外の地域)

地域の類型	基準値	
	昼間 午前 6 時 ~ 午後 10 時	夜間 午後 10 時 ~ 午前 6 時
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

AA : 地域指定なし

A : 環境基準指定地域である 28 市町村のうち、第 1 種・第 2 種低層住居専用地域・第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域

B : 環境基準指定地域である 28 市町村のうち、第 1 種・第 2 種住居地域・準住居地域

C : 環境基準指定地域である 28 市町村のうち、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域

道路に面する地域

地域の類型	基準値	
	昼間 午前 6 時 ~ 午後 10 時	夜間 午後 10 時 ~ 午前 6 時
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

ただし、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表によらず、次表の基準値を適用する。

基準値	
昼間 午前 6 時 ~ 午後 10 時	夜間 午後 10 時 ~ 午前 6 時
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準 (昼間にあつては 45 デシベル以下、夜間にあつては 40 デシベル以下) によることができる。	

「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、幹線交通を担う道路の車線数の区分に応じ、道路端から以下に示す距離の範囲を言う。

- ・ 2 車線以下の車線を有する幹線道路を担う道路 15メートル
- ・ 2 車線を越える車線を有する幹線道路を担う道路 20メートル

表 3 - 3 - 9 道路交通騒音に係る要請限度

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

区域の区分	時間の区分	
	昼 間 午前 6 時 ~ 午後 10 時	夜 間 午後 10 時 ~ 午前 6 時
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

- a 区域 ... 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域である 29 市町村のうち、第 1 種低層住居専用地域・第 2 種低層住居専用地域・第 1 種中高層住居専用地域・第 2 種中高層住居専用地域・風致地区（第 3 種区域に該当する区域を除く。）・歴史的風土保存区域
- b 区域 ... 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域である 29 市町村のうち、第 1 種住居地域・第 2 種住居地域・準住居地域（第 1 種区域に該当する区域を除く。）・その他の区域
- c 区域 ... 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域である 29 市町村のうち、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域

ただし、幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表によらず次表の基準値を適用する。

昼 間 午前 6 時 ~ 午後 10 時	夜 間 午後 10 時 ~ 午前 6 時
75 デシベル	70 デシベル

「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道及び自動車専用道路。

「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により範囲が特定される。

- ・ 2 車線以下の車線を有する幹線道路を担う道路 15メートル
- ・ 2 車線を越える車線を有する幹線道路を担う道路 20メートル

表 3 - 3 - 10 自動車騒音の常時監視調査区間表 (平成 18 年度)

番号	区 間 名	測 定 地 点
1	一般国道 24 号 (天理市南六条町 ~ 天理市嘉幡町)	天理市二階堂上ノ庄町地内
2	一般国道 24 号 (天理市嘉幡町 ~ 田原本町大字阪手)	田原本町大字阪手地内
3	一般国道 25 号 (大和郡山市横田町 ~ 大和郡山市小泉町)	大和郡山市筒井町地内

表3-3-11 環境騒音測定結果表(市町村測定分)

一般地域(道路に面する地域以外の地域)

番号	市町村		測定場所		測定開始年月日	地域類型	等価騒音レベル(dB)		環境基準達成状況		
	コード	一連番号	市町村名	町域名・字名・施設名称等			昼	夜	昼	夜	総合評価
1	201	1	奈良市	中登美ヶ丘一丁目(公団中登美団地C-14棟横公園)	H18.10.30	A	44	35			
2	201	2	奈良市	鶴舞西町1-16(公団鶴舞団地16棟横)	H18.11.1	A	48	42			
3	201	3	奈良市	学園南二丁目4-11	H18.11.1	A	43	37			
4	201	4	奈良市	鳥見町四丁目(公団富雄団地48棟北側)	H18.11.1	A	47	44			
5	201	5	奈良市	学園大和町五丁目(学園大和第6号児童公園)	H18.11.1	A	44	35			
6	201	6	奈良市	六条二丁目16-3(西側空き地)	H18.10.30	A	47	38			
7	201	7	奈良市	平松一丁目24(グラウンド南側)	H18.10.30	A	45	39			
8	201	8	奈良市	西登美ヶ丘七丁目13(西登美ヶ丘南街区公園)	H18.11.1	A	43	32			
9	201	9	奈良市	東登美ヶ丘一丁目5(東登美ヶ丘一丁目東児童公園)	H18.10.30	A	46	39			
10	201	10	奈良市	帝塚山南四丁目8(帝塚山南四丁目街区公園)	H18.11.1	A	44	35			
11	201	11	奈良市	朱雀五丁目12(朱雀五丁目街区公園)	H18.10.30	A	46	40			
12	201	12	奈良市	右京三丁目18(公園)	H18.10.30	A	46	40			
13	201	13	奈良市	南京終町五丁目(公園)	H18.11.1	C	47	40			
14	201	14	奈良市	菅原町(菅原町児童公園南側)	H18.10.30	-	62	60	-	-	-
15	201	15	奈良市	四条大路三丁目3(四条大路三丁目第1号街区公園)	H18.11.1	A	43	39			
16	201	16	奈良市	法蓮西町398-10	H18.11.1	A	46	42			
17	201	17	奈良市	南永井町(南永井町第1号街区公園)	H18.11.1	B	46	35			
18	201	18	奈良市	青山七丁目(青山七丁目児童公園)	H18.10.30	A	44	39			
19	201	19	奈良市	南紀寺町二丁目(南紀寺町街区公園)	H18.11.1	A	51	42			
20	201	20	奈良市	あやめ池南三丁目2(公園)	H18.11.1	B	45	38			
21	201	21	奈良市	秋篠早月町3	H18.10.30	B	49	42			
22	201	22	奈良市	西大寺南町2	H18.10.30	C	49	41			
23	201	23	奈良市	奈良阪町(奈良豆比古神社)	H18.10.30	B	46	40			
24	201	24	奈良市	西九条町二丁目(龍頭児童公園)	H18.11.1	B	47	38			
25	201	25	奈良市	芝辻町四丁目(芝辻町四丁目児童公園)	H18.11.1	C	50	44			
26	203	1	大和郡山市	北郡山町132-1	H18.11.1	C	48	42			
27	203	2	大和郡山市	北郡山町528-47	H18.11.1	B	46	32			
28	203	3	大和郡山市	柳4丁目25	H18.11.1	C	46	38			
29	203	4	大和郡山市	矢田山町29-11	H18.11.1	A	37	31			
30	203	5	大和郡山市	西田中町166-9	H18.11.1	B	44	37			
31	203	6	大和郡山市	小泉町1830-8	H18.11.1	A	42	33			
32	203	7	大和郡山市	小泉町東二丁目3-3	H18.11.1	C	46	38			
33	203	8	大和郡山市	今国府町764	H18.11.1	C	40	35			
34	203	9	大和郡山市	筒井町959-1	H18.11.1	C	60	66		x	x
35	203	10	大和郡山市	柏木町120	H18.11.1	B	42	35			
36	204	1	天理市	櫛本町白川台公園	H18.11.24	C	45	40			
37	204	2	天理市	櫛本町城法話所南門	H18.11.24	A	53	46		x	x
38	204	3	天理市	櫛本町櫛本公民館	H18.11.24	B	49	42			
39	204	4	天理市	中町会館前	H18.11.30	C	47	35			
40	204	5	天理市	中町トーマン団地内公園	H18.11.30	A	48	35			
41	204	6	天理市	二階堂上ノ庄町	H18.11.30	C	48	41			
42	204	7	天理市	杉本町小林住宅付近	H18.11.30	A	43	36			
43	204	8	天理市	田井庄町八剣神社	H18.11.30	B	51	33			
44	204	9	天理市	田井庄町児童公園付近	H18.11.30	C	53	43			
45	204	10	天理市	川原城町神明神社付近	H18.11.30	C	44	38			

番号	市町村		測定場所		測定開始年月日	地域類型	等価騒音レベル(dB)		環境基準達成状況		
	コード	一連番号	市町村名	町域名・字名・施設名称等			昼	夜	昼	夜	総合評価
46	204	11	天理市	三島町公会堂付近	H18.11.24	A	58	38	×		×
47	204	12	天理市	丹波市町公民館前	H18.11.30	C	41	35			
48	204	13	天理市	勾田町ひばりが丘	H18.11.24	C	48	38			
49	204	14	天理市	嘉幡町二階堂公民館	H18.11.30	C	46	42			
50	204	15	天理市	西長柄町公民館付近	H18.11.24	B	63	48	×	×	×
51	204	16	天理市	西長柄町市道572号	H18.11.24	C	52	35			
52	204	17	天理市	西長柄町材木団地内	H18.11.24	C	67	46	×		×
53	204	18	天理市	柳本町市営住宅付近	H18.11.24	B	45	35			
54	205	1	橿原市	白檀町2-6 阿弥陀児童公園前	H18.10.24	A	44	38			
55	205	2	橿原市	川西町74 県営橿原団地中央集会所前	H18.10.24	A	47	42			
56	205	3	橿原市	上飛驒町57 日高山団地内	H18.10.24	B	47	32			
57	205	4	橿原市	畝傍町9-1 市保健センター前	H18.10.24	C	50	39			
58	205	5	橿原市	久米町860 県営橿原野球場南側	H18.10.24	C	49	43			
59	205	6	橿原市	法花寺町537-13 緑ヶ丘住宅内公園	H18.10.24	C	48	47			
60	205	7	橿原市	十市町650 箱塚荘園内	H18.10.24	C	45	41			
61	206	1	桜井市	大字浅古485-1(グリーンパーク)	H18.10.19	-	48	40	-	-	-
62	206	2	桜井市	大字浅古485-1(グリーンパーク)	H18.10.19	-	49	44	-	-	-
63	206	3	桜井市	大字浅古485-1(グリーンパーク)	H18.10.19	-	48	43	-	-	-
64	206	4	桜井市	大字浅古485-1(グリーンパーク)	H18.10.19	-	55	43	-	-	-
65	206	5	桜井市	大字浅古485-1(グリーンパーク)	H18.10.19	-	53	39	-	-	-
66	206	6	桜井市	大字浅古485-1(グリーンパーク)	H18.10.19	-	50	42	-	-	-
67	206	7	桜井市	大字浅古485-1(グリーンパーク)	H18.10.19	-	55	44	-	-	-
68	206	8	桜井市	大字浅古485-1(グリーンパーク)	H18.10.19	-	54	41	-	-	-
69	206	9	桜井市	大字浅古485-1(グリーンパーク)	H18.10.19	-	50	41	-	-	-
70	206	10	桜井市	大字下り尾819(最終処分場)	H18.10.19	-	39	41	-	-	-
71	209	1	生駒市	鹿ノ台西1丁目 鹿ノ台中央公園西側	H18.11.15	A	47	37			
72	209	2	生駒市	ひかりが丘3丁目 ふれあい公園	H18.11.15	B	45	39			
73	209	3	生駒市	高山町 高山サイエンスプラザ北側	H18.11.15	C	46	41			
74	209	4	生駒市	真弓3丁目 真弓中央公園	H18.11.15	A	45	38			
75	209	5	生駒市	あすか野北1丁目 あすか野森の広場	H18.11.15	A	47	33			
76	209	6	生駒市	生駒台北 生駒台北第2公園	H18.11.15	A	44	40			
77	209	7	生駒市	俵口町 長福寺	H18.11.15	B	42	39			
78	209	8	生駒市	光陽台 光陽台中央公園	H18.11.15	A	49	36			
79	209	9	生駒市	辻町 桜ヶ丘小学校南側	H18.11.15	A	47	36			
80	209	10	生駒市	元町1丁目 生駒コミュニティセンター付近	H18.11.15	C	46	35			
81	209	11	生駒市	山崎町 山崎浄水場	H18.11.15	B	46	38			
82	209	12	生駒市	東生駒3丁目 東生駒南第2公園北側	H18.11.15	A	44	35			
83	209	13	生駒市	緑ヶ丘 緑ヶ丘第一公園北側	H18.11.15	A	40	31			
84	209	14	生駒市	さつき台1丁目 さつき台第2公園	H18.11.15	A	49	34			
85	209	15	生駒市	壱分町 晴光台集会所北側	H18.11.15	B	47	33			
86	209	16	生駒市	萩原町 生駒南中学校北側付近	H18.11.15	B	48	42			
87	209	17	生駒市	萩の台3丁目 萩の台第2公園南側	H18.11.15	A	48	39			
88	210	1	香芝市	磯壁1丁目918 香芝中学校	H18.11.17	B	43	44			
89	210	2	香芝市	鎌田685 鎌田自治会館前	H18.11.17	B	44	44			
90	210	3	香芝市	別所967 別所児童遊園前	H18.11.17	B	46	44			
91	210	4	香芝市	西真美2丁目33 カンナガ八池上	H18.11.17	A	46	44			
92	210	5	香芝市	白鳳台1丁目14番地 白鳳台4号公園駐車場	H18.11.17	A	48	44			

番号	市町村		測定場所		測定開始年月日	地域類型	等価騒音レベル(dB)		環境基準達成状況		
	コード	一連番号	市町村名	町域名・字名・施設名称等			昼	夜	昼	夜	総合評価
93	210	6	香芝市	高山台3丁目14番地 郡ヶ池近隣公園	H18.11.17	A	50	43			
94	210	7	香芝市	高200番地	H18.11.17	C	48	45			
95	211	1	葛城市	東室63-2	H19.3.23	B	53	49		×	×
96	211	2	葛城市	大屋175-2	H19.3.23	A	41	37			
97	211	3	葛城市	柿本29-3	H19.3.23	C	49	48			
98	211	4	葛城市	忍海252-2	H19.3.23	B	45	45			
99	211	5	葛城市	北花内648-8	H19.3.23	C	51	40			
100	211	6	葛城市	忍海161	H19.3.23	C	53	46			
101	211	7	葛城市	當麻1388-2	H19.3.23	-	44	38	-	-	-
102	211	8	葛城市	長尾271-6	H19.3.23	A	45	44			
103	212	1	宇陀市	大宇陀区小附1184(カンデ山公園)	H18.11.30	C	42	35			
104	212	2	宇陀市	大宇陀区下竹171-40(山田米穀店付近)	H18.11.30	C	61	54	×	×	×
105	212	3	宇陀市	大宇陀区下出口2263(センター松山)	H18.11.30	B	52	39			
106	212	4	宇陀市	大宇陀区拾生1871-1(福祉会館)	H18.11.30	B	59	46	×	×	×
107	212	5	宇陀市	菟田野区古市場1263番地(菟田野区保育所)	H18.12.11	B	51	46		×	×
108	212	6	宇陀市	菟田野区岩崎(オンジ山児童公園)	H18.12.11	C	43	37			
109	212	7	宇陀市	榛原区篠築(白樺台公園)	H18.12.15	C	37	35			
110	212	8	宇陀市	榛原区ひのき坂(ひのき坂古墳公園)	H18.12.15	A	44	40			
111	212	9	宇陀市	榛原区天満台西(大和富士ホール)	H18.12.15	A	48	44			
112	212	10	宇陀市	榛原区高萩台(近鉄榛原駅北)	H18.12.15	C	53	47			
113	361	1	川西町	結崎30-5 フレックスパーク	H19.2.28	A	45	38			
114	361	2	川西町	結崎598-1 出屋敷公園	H19.2.28	B	53	47		×	×
115	361	3	川西町	結崎1598-1 先	H19.2.28	C	59	52		×	×
116	424	1	上牧町	服部台4丁目	H18.9.15	B	57	52			
117	426	1	広陵町	大字南郷 役場 駐車場	H18.12.4	A	54	-		-	-
118	426	2	広陵町	大字三吉 大垣内公民館玄関前	H18.12.4	B	52	-		-	-
119	426	3	広陵町	馬見中1丁目 見立山公園	H18.12.4	B	49	-		-	-
120	427	1	河合町	高塚台第三3公園	H19.2.9	A	59	61	×	×	×
121	427	2	河合町	高塚台1-4-1	H19.2.9	C	56	59		×	×
122	427	3	河合町	高塚台(まほろばホール駐車場)	H19.2.9	A	66	64	×	×	×
123	427	4	河合町	星和台1-2-17	H19.2.9	C	60	56		×	×
124	443	1	下市町	大字下市235	H18.10.24	C	48	43			
125	443	2	下市町	大字新住825-1	H18.10.24	A	46	39			
126	443	3	下市町	大字阿知賀1821-1	H18.10.24	B	51	34			

表 3 - 3 - 12 環境騒音測定結果表 (市町村測定分)

道路に面する地域

番号	市町村 コード 連番	測定場所		測定開始 年月日	路線名	車線 数	環 境 基 準 型	近 接 空 間	等価騒音 レベル(dB)		環境基準超過状況			
		市町村名	町 域 名 ・ 字 名 ・ 施 設 名 称 等						昼	夜	昼	夜	総合評価	
1	201	1	奈良市	菅原町	H18.10.30	県道奈良生駒線	4	B	1	74	73	x	x	x
2	201	2	奈良市	中町	H18.10.30	一般国道 308 号	4	A	1	63	53			
3	201	3	奈良市	押熊町	H18.10.30	県道奈良精華線	4	B	1	67	62			
4	201	4	奈良市	神功五丁目	H18.10.30	県道奈良精華線	4	B	1	65	60			
5	202	1	大和高田市	神楽 267-6	H18.10.12	県道大和高田斑鳩線	2	-	0	71	67	-	-	-
6	202	2	大和高田市	出 165-1	H18.12.11	市道天 1 号線	1	-	0	70	64	-	-	-
7	203	1	大和郡山市	美濃庄町	H18.11. 7	国道 24 号バイパス	4	-	1	73	72	-	-	-
8	203	2	大和郡山市	藤原町	H18.11. 1	県道奈良・大和郡山・斑鳩線	2	B	1	68	63			
9	204	1	天理市	嘉幡町 天理市クリーンセンター前	H19. 2. 6	国道 24 号	2	C	1	71	68	x	x	x
	204		天理市	嘉幡町 天理市クリーンセンター前	H19. 2. 7	国道 24 号	2	C	1	71	69	x	x	x
	204		天理市	嘉幡町 天理市クリーンセンター前	H19. 2. 8	国道 24 号	2	C	1	71	69	x	x	x
10	205	1	橿原市	小槻町	H18.10.26	国道 24 号バイパス	4	B	1	61	56			
11	205	2	橿原市	白檀町	H18.10.26	県道戸毛久米線	2	A	1	65	60			
12	205	3	橿原市	土橋町	H18.10.26	中和幹線	4	C	1	70	67		x	x
13	205	4	橿原市	新堂町	H18.10.26	国道 24 号バイパス	4	C	1	67	62			
14	209	1	生駒市	鹿ノ台北 2 丁目 1 番	H18.11.15	市道鹿ノ台中央大通り線	2	A	0	62	56	x	x	x
15	209	2	生駒市	ひかりが丘 1 丁目 6 番	H18.11.15	市道高山北田原線	2	B	0	68	61	x	x	x
16	209	3	生駒市	北田原町	H18.11.15	国道 163 号	2	C	1	75	73	x	x	x
17	209	4	生駒市	北大和 5 丁目 5 番	H18.11.15	市道押熊真弓線	2	A	0	66	61	x	x	x
18	209	5	生駒市	北大和 1 丁目 14 番	H18.11.15	市道真弓芝線	2	A	0	65	58	x	x	x
19	209	6	生駒市	白庭台 2 丁目 11 番	H18.11.15	市道奈良阪南田原線	2	A	0	69	64	x	x	x
20	209	7	生駒市	真弓 3 丁目 1 番	H18.11.15	市道奈良阪南田原線	2	A	0	68	63	x	x	x
21	209	8	生駒市	あすか野北 2 丁目 12 番	H18.11.15	市道西村線	2	A	0	68	62	x	x	x
22	209	9	生駒市	小明町	H18.11.15	市道俵口上線	2	A	0	68	63	x	x	x
23	209	10	生駒市	俵口町	H18.11.15	県道奈良生駒線	4	B	1	72	68	x	x	x
24	209	11	生駒市	辻町 (図書館前)	H18.11.15	国道 168 号	4	C	1	67	62			
25	209	12	生駒市	谷田町 (生駒郵便局前)	H18.11.15	県道生駒停車場宛木線	2	C	1	69	64			
26	209	13	生駒市	東生駒 1 丁目 (東生駒北第 1 公園)	H18.11.15	市道大谷線	2	A	0	70	66	x	x	x
27	209	14	生駒市	元町 1 丁目 16 番	H18.11.15	県道生駒停車場宝山寺線	2	C	1	63	57			
28	209	15	生駒市	東菜畑 2 丁目	H18.11.15	国道 168 号	2	B	1	72	67	x	x	x
29	209	16	生駒市	東生駒 2 丁目 (社会保険健康センター付近)	H18.11.15	県道大阪枚岡奈良線	2	B	1	69	66	x	x	x
30	209	17	生駒市	さつき台 2 丁目 450 番	H18.11.15	市道菜畑老分線	2	A	0	69	65	x	x	x
31	209	18	生駒市	萩の台 3 丁目 5 番	H18.11.15	市道老分乙田線	2	A	0	68	63	x	x	x
32	210	1	香芝市	良福寺 (阿日寺駐車場)	H18.11.17	国道 168 号線	2	-	1	62	60	-	-	-
33	210	2	香芝市	畑 3 丁目 784 番地	H18.11.17	国道 165 号線	2	B	1	61	56			
34	210	3	香芝市	真美ヶ丘 7 丁目 1 番付近	H18.11.17	中和幹線	4	A	1	61	59			
35	210	4	香芝市	高山台 3 丁目 11 番地付近	H18.11.17	中和幹線	4	B	1	57	54			
36	361	1	川西町	結崎 830-49 先	H19. 2.28	県道天理・王寺線	2	A	1	68	62	○	○	
37	426	1	広陵町	大字大野 382-1	H18.11. 7	県道大和高田斑鳩線	2	-	1	71	70	-	-	-
38	426	2	広陵町	真美ヶ丘第 2 小学校 西側 歩道	H18.12. 4	大谷・奥鳥井線	4	A	1	72	-	x	-	-
39	427	1	河合町	西穴間 88-8	H19. 2. 9	県道大和高田斑鳩線	2	B	1	70	67	○	x	x

近接空間について位置する場合は 1、そうでない場合は 0 とする。

表 3 - 3 - 13 工場振動に係る特定施設

施設名		規模又は能力等
金属加工機械	液圧プレス	矯正プレス以外のすべてのもの
	機械プレス	すべてのもの
	せん断機	原動機の定格出力が 1 キロワット以上であるもの
	鍛造機	すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が 37.5キロワット以上であるもの
圧縮機・空気圧縮機		原動機の定格出力が 7.5キロワット以上であるもの
土石用 鉱物用	破砕機	原動機の定格出力が 7.5キロワット以上であるもの
	摩砕機	
	ふるい	
	分級機	
織機		原動機を用いるもの
コンクリートブロックマシン		原動機の定格出力の合計が 2.95キロワット以上であるもの
コンクリート管製造機械		原動機の定格出力の合計が 10キロワット以上であるもの
コンクリート柱製造機械		
木材加工 機械	ドラムバーカー	すべてのもの
	チップパー	原動機の定格出力が 2.2キロワット以上であるもの
印刷機械		原動機の定格出力が 2.2キロワット以上であるもの
ゴム練用又は合成樹脂練用の ロール機		カレンダーロール機以外のもので、原動機の定格出力が 30キロワット以上であるもの
合成樹脂用射出成形機		すべてのもの
鋳造型機		ジョルト式であるもの

表 3 - 3 - 14 工場振動に係る規制基準（敷地境界線上）

（単位：デシベル）

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前 8 時 ~ 午後 7 時)	夜 間 (午後 7 時 ~ 翌日午前 8 時)
第 1 種区域 第 1 種低層住居専用地域・第 2 種低層住居専用地域・第 1 種中高層住居専用地域・第 2 種中高層住居専用地域・第 1 種住居地域・第 2 種住居地域・準住居地域・その他の地域	60	55
第 2 種区域 近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域	65	60

(注) 学校・保育所・病院・診療所（患者収容施設を有するもの）・図書館・特別養護老人ホームの敷地の 50 m の区域内の基準は、上表より 5 デシベルを減じる。
区域の区分は、平成 8 年 4 月 1 日から変更した。
なお、本表は振動規制法、奈良県生活環境保全条例に基づく規制基準である。

表 3 - 3 - 15 特定建設作業及び規制基準（振動）

特定建設作業	(1) くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）またはくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 (2) 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 (3) 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 m を超えない作業に限る。） (4) ブレーカ（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 m を超えない作業に限る。）	
規 制 基 準 (敷地境界線上)	振動レベル (敷地境界)	75 デシベル
		第 1 号 区 域 第 2 号 区 域
	作業時間帯	午前 7 時 ~ 午後 7 時 午前 6 時 ~ 午後 10 時
	作業時間	1 日 10 時間以内 1 日 14 時間以内
	作業期間	当該作業の場所において連続して 6 日を超えないこと
	作業禁止日	日曜日その他の休日

(注) 基準には除外規定がある。第 1 号区域・第 2 号区域は、表 3 - 3 - 7 のとおり。
なお、本表は振動規制法、奈良県生活環境保全条例に基づく規制基準である。

表 3 - 3 - 16 道路交通振動に係る要請限度

(単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前 8 時 ~ 午後 7 時)	夜 間 (午後 7 時 ~ 翌日午前 8 時)
第 1 種区域 第 1 種低層住居専用地域・第 2 種低層住居専用地域・第 1 種中高層住居専用地域・第 2 種中高層住居専用地域・第 1 種住居地域・第 2 種住居地域・準住居地域・その他の地域	65	60
第 2 種区域 近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域	70	65

(注) 区域の区分は、平成 8 年 4 月 1 日から変更した。

表 3 - 3 - 17 悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準

(1) 規制地域

奈良市・大和高田市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・五條市（平成 17 年 9 月 24 日における吉野郡西吉野村及び同郡大塔村の区域を除く。）・御所市・生駒市・香芝市・葛城市・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・川西町・三宅町・田原本町・高取町・明日香村・上牧町・王寺町・広陵町・河合町の全域

(2) 規制基準

敷地境界線（法第 4 条第 1 項第 1 号の規制基準）

（単位：ppm）

特定悪臭物質の種類	規制地域の区分	一般地域	順応地域	その他の地域
アンモニア		1	2	5
メチルメルカプタン		0.002	0.004	0.01
硫化水素		0.02	0.06	0.2
硫化メチル		0.01	0.05	0.2
二硫化メチル		0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン		0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド		0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド		0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド		0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド		0.02	0.07	0.2
ノルマルパレルアルデヒド		0.009	0.02	0.05
イソパレルアルデヒド		0.003	0.006	0.01
イソブタノール		0.9	4	20
酢酸エチル		3	7	20
メチルイソブチルケトン		1	3	6
トルエン		10	30	60
スチレン		0.4	0.8	2
キシレン		1	2	5
プロピオン酸		0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸		0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸		0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸		0.001	0.004	0.01

- (注) 1 この表において ppm とは大気中における含有率が百万分の一をいう。
 2 一般地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定による都市計画において定められている第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び風致地区の地域・地区並びに古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号）第 4 条の規定により歴史的風土保存区域に指定されている地域をいう。
 3 順応地域とは、2 及び 4 に規定する地域以外の地域をいう。
 4 その他の地域とは、2 に規定する地域以外の地域で農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条の規定により農業振興地域に指定されている地域をいう。

排出口（法第4条第1項第2号の規制基準）

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに に掲げる規制基準の値を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第2条に規定する方法により算出して得た流量

$$q = 0.108 \times He^2 \times Cm$$

q：流量（Nm³ / 時）

He：補正された排出口の高さ（m）

Cm： に掲げる規制基準の値（ppm）

（補正された排出口の高さが5m未満となる場合は適用されない）

排水水（法第4条第1項第3号の規制基準）

特定悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く）の種類ごとに、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第4条に規定する方法により、排水水中の濃度を算出する

$$C_{Lm} = K \times Cm$$

C_{Lm}：排水水中の濃度（mg / ℓ）

K：係数で、下の表を参照（mg / ℓ）

C_m： に掲げる規制基準の値（ppm）

特定悪臭物質名	排水水量（m ³ /s）	K の 値
メチルメルカプタン	0.001 以下	16
	0.001 以上 0.1 以下	3.4
	0.1 以上	0.71
硫 化 水 素	0.001 以下	5.6
	0.001 以上 0.1 以下	1.2
	0.1 以上	0.26
硫 化 メ チ ル	0.001 以下	32
	0.001 以上 0.1 以下	6.9
	0.1 以上	1.4
二 硫 化 メ チ ル	0.001 以下	63
	0.001 以上 0.1 以下	14
	0.1 以上	2.9

表3-4-1 環境基準水域類型指定状況

水 域	範 囲	類型	達成 期間	暫定 目標	環境基準点	告 示		
大 和 川	大和川上流	桜井市初瀬取入口より上流	A 生物 B	イ イ		初瀬取入口	S.45. 9. 1 閣 議 決 定	
	大和川中流	桜井市初瀬取入口から 大阪府堺市浅香山まで	C 生物 B	ハ イ		藤 井	生物について H.18. 6. 30 環 告 示	
	佐保川(1)	三条高橋より上流	B	□		三条高橋	S.54. 2. 23 県 告 示	
	佐保川(2)	三条高橋から大和川合流点まで	C	□		額田部高橋		
	秋篠川	全 域	C	ハ		佐保川 合流点前		
	菩提川	全 域	C	ハ		佐保川 合流点前		
	和 川	曾我川(1)	高取川合流点より上流	C	イ		曾我川橋	S.55. 6. 6 県 告 示
		曾我川(2)	高取川合流点から大和川合流点まで	C	ハ		小柳橋	
		葛城川	全 域	C	ハ		枯木橋	
		高田川	全 域	C	ハ		里合橋	
川		布留川(1)	みどり橋より上流	A	イ		みどり橋	S.57. 2. 23 県 告 示
		布留川(2)	みどり橋から大和川合流点まで	C	ハ		大和川 合流点前	
		寺川(1)	立石橋より上流	A	イ		立石橋	
		寺川(2)	立石橋から大和川合流点まで	C	ハ		吐田橋	
		飛鳥川(1)	神道橋より上流	A	ハ	B	神道橋	S.58. 2. 22 県 告 示
		飛鳥川(2)	神道橋から大和川合流点まで	C	ハ		保田橋	
	岡崎川	全 域	C	ハ		大和川 合流点前		
	富雄川(1)	芝より上流	B	イ		芝		
富雄川(2)	芝から大和川合流点まで	C	ハ	D	弋鳥橋	S.58. 2. 22 県 告 示		
竜田川	全 域	C	ハ	D	竜田大橋			
葛下川	全 域	C	ハ		だるま橋			
紀 の 川 吉 野 川	紀の川(1)	津風呂川合流点より上流	A A	イ		檜井不動橋	S.47. 11. 6 環 告 示	
	紀の川(2)	津風呂川合流点から河口まで	A	イ		大川橋		
	秋野川	全 域	B	ハ		秋野川流末	H.5. 4. 2 県 告 示	
	丹生川	全 域	A	イ		丹生川流末		
	大迫ダム 貯水池	全 域	湖沼 A	イ		大迫ダム ダムサイト	H.15. 3. 27 環 告 示	
淀 川	宇陀川上流	新大東橋より上流	A A	イ		新大東橋	S.52. 2. 1 県 告 示	
	宇陀川中流	新大東橋から室生ダム湖まで(本郷川、 井の谷川、町並川、香醉川および池谷川 を含み室生ダム湖を除く)	A	イ		高倉橋	H.5. 4. 2 県 告 示	
	宇陀川下流	室生ダム湖ダムサイトから三重県境まで (北川を含む)	A	イ		辻堂橋		

水 域	範 囲	類型	達成 期間	暫定 目標	環境基準点	告 示	
淀 川	黒 木 川	全 域	A A	イ		宇 陀 川 合 流 点 前	S.52. 2. 1 県 告 示
	中 山 川	全 域	A	イ		宇 陀 川 合 流 点 前	
	笠 間 川	全 域	A	口		宇 陀 川 合 流 点 前	
	芳野川上流	岩脇橋より上流	A A	イ		岩 脇 橋	
	芳野川下流	岩脇橋から宇陀川合流点まで	A	イ		木 綿 橋	
	宇 賀 志 川	全 域	A A	イ		芳 野 川 合 流 点 前	S.52. 2. 1 県 告 示
	四 郷 川 上 流	和田井堰より上流	A A	イ		和 田 井 堰	
	四 郷 川 下 流	和田井堰から芳野川合流点まで	A	ハ	B	岩 崎 橋	
	母 里 川	全 域	A	イ		芳 野 川 合 流 点 前	
	内 牧 川	全 域	A A	イ		宇 陀 川 合 流 点 前	
	天 満 川	全 域	A	イ		室生ダム湖 合 流 点 前	
	宮 川	全 域	A A	イ		室生ダム湖 合 流 点 前	
	鰻 守 川	全 域	A A	イ		室生ダム湖 合 流 点 前	
	深 谷 川	全 域	A A	イ		室生ダム湖 合 流 点 前	
	大 野 川	全 域	A A	イ		宇 陀 川 合 流 点 前	
	室 生 川	全 域	A A	イ		島谷取水口	H.5. 4. 2 県 告 示
	高 寺 川	全 域	A A	イ		宇 陀 川 合 流 点 前	S.52. 2. 1 県 告 示
	仮 屋 川	全 域	A A	イ		宇 陀 川 合 流 点 前	
	滝 谷 川	全 域	A A	イ		宇 陀 川 合 流 点 前	
	室生ダム湖	全 域	A A	イ		県営水道 取水口付近	
笠 間 川	全域 ただし奈良県の区域に属する水域	A	イ		笠間川流末		
遅 瀬 川	全 域	A	イ		金 比 羅 橋	H.5. 4. 2 県 告 示	
布 目 川	全域 ただし奈良県の区域に属する水域 で布目ダム湖を除く	A	イ		鷺 千 代 橋		
白 砂 川	全域 ただし奈良県の区域に属する水域	A	イ		白砂川流末		
布目ダム湖	全 域	湖沼 A 全窒素 を除く	ハ		布目ダム湖 取 水 口	H.16. 4. 2 県 告 示	
新 宮 川	熊野川上流	芦迺瀬川合流点より上流 ただし猿谷ダム湖、風屋ダム湖を除く	A A	イ		上 野 地 小 原 橋	S.52. 12. 6 県 告 示

水 域	範 囲	類 型	達 成 期 間	暫 定 目 標	環 境 基 準 点	告 示
新 宮 川	熊野川下流	芦迺瀬川合流点から和歌山県境まで	A	□	二津野ダム湖取水口	S.52. 12. 6 県 告 示
	北山川上流	池原ダム湖ダムサイトより上流 ただし池原ダム湖を除く	A A	イ	北山大橋	
	北山川下流	池原ダム湖ダムサイトから下流で奈良県の 区域に属する水域	A A	□	小口橋	
	洞 川	全 域	A A	□	持影橋	
	川原樋川	全 域	A A	イ	川原樋取水口	
	猿谷ダム湖	全 域	湖沼 A	□	猿谷ダム湖取水口	
	風屋ダム湖	全 域	湖沼 A	□	風屋ダム湖取水口	
	池原ダム湖	全 域	湖沼 A	□	池原ダム湖取水口	
	坂本ダム湖	全 域	湖沼 A	□	坂本ダム湖取水口	

(注) 達成期間 「イ」は、直ちに達成

「□」は、5年以内で可及的すみやかに達成

「ハ」は、5年を越える期間で可及的すみやかに達成

暫定目標 5年以内で可及的すみやかに達成

類 型 「 」は、SSについてのみ1月～6月及び10月～12月B - □、7月～9月C - □

表 3 - 4 - 2 水質汚濁に係る環境基準

〔水質汚濁に係る環境基準について昭和46年環境庁告示第59号〕

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg / ℓ 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg / ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg / ℓ 以下
ひ 素	0.01 mg / ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg / ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg / ℓ 以下
四塩化炭素	0.002mg / ℓ 以下
1,2 - ジクロロエタン	0.004mg / ℓ 以下
1,1 - ジクロロエチレン	0.02 mg / ℓ 以下
シス - 1,2 - ジクロロエチレン	0.04 mg / ℓ 以下
1,1,1 - トリクロロエタン	1 mg / ℓ 以下
1,1,2 - トリクロロエタン	0.006mg / ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg / ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg / ℓ 以下
1,3 - ジクロロプロペン	0.002mg / ℓ 以下
チウラム	0.006mg / ℓ 以下
シマジン	0.003mg / ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg / ℓ 以下
ベンゼン	0.01 mg / ℓ 以下
セレン	0.01 mg / ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg / ℓ 以下
ふっ素	0.8 mg / ℓ 以下
ほう素	1 mg / ℓ 以下

(注) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。

(2) 生活環境保全に関する環境基準

(昭 49 環庁告 63・昭 50 環庁告 3・昭 57 環庁告 41・昭 57 環庁告 140・昭 60 環庁告 29・平 3 環庁告 78・一部改正)

河川 (湖沼を除く)

ア)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg / l 以下	25 mg / l 以下	7.5 mg / l 以上	50 MPN / 100 ml 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg / l 以下	25 mg / l 以下	7.5 mg / l 以上	1,000 MPN / 100 ml 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg / l 以下	25 mg / l 以下	5 mg / l 以上	5,000 MPN / 100 ml 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg / l 以下	50 mg / l 以下	5 mg / l 以上	
D	工業用水 2 級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg / l 以下	100 mg / l 以下	2 mg / l 以上	
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg / l 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg / l 以上	

(注) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作をおこなうもの

水産 1 級：ヤマメ・イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ・フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用

工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む) において不快感を生じない限度

イ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg / ℓ 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg / ℓ 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg / ℓ 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg / ℓ 以下

(備考) 基準値は年間平均値とする。

湖沼 (天然湖及び貯水量 1,000 万立方メートル以上の人工湖)

ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素 量 (DO)	大腸菌 数	
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg / ℓ 以下	1 mg / ℓ 以下	7.5 mg / ℓ 以上	50 MPN / 100 ml 以下	水域類型ごとに指定する水域
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg / ℓ 以下	5 mg / ℓ 以下	7.5 mg / ℓ 以上	1,000 MPN / 100 ml 以下	
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg / ℓ 以下	15 mg / ℓ 以下	5 mg / ℓ 以上	-	
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg / ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg / ℓ 以上		

(注) 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作

または、前処理等を伴う高度の浄水操作をおこなうもの

水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ・フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、または、特殊な浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

イ)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値		該当 水域
		全 窒 素	全 リ ン	
	自然環境保全及び 以下の欄に 掲げるもの	0.1 mg / ℓ 以下	0.005 mg / ℓ 以下	水域類型ごとに指定する水域
	水道 1 級 水産 1 種 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	0.2 mg / ℓ 以下	0.01 mg / ℓ 以下	
	水道 2、3 級 水産 2 級 水 浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	0.4 mg / ℓ 以下	0.03 mg / ℓ 以下	
	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及びCの欄に 掲げるもの	0.6 mg / ℓ 以下	0.05 mg / ℓ 以下	
	工業用水 2 級 環境保全	1 mg / ℓ 以下	0.1 mg / ℓ 以下	

- (注) 1 基準値は、年間平均値とする。
2 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう）

水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

ウ) 河川のイ) に同じ

表3-4-3 地下水質測定結果総括表 (平成18年度)

項目名	概況調査数	検出数	うち基準値超過数	定期モニタリング調査数	検出数	うち基準値超過数	環境基準値	最大検出濃度	
環境基準健康項目	カドミウム	70	0	0	0	0	0	0.01	<0.001
	全シアン	70	0	0	0	0	0	ND	ND
	鉛	70	8	0	0	0	0	0.01	0.005
	六価クロム	70	1	0	0	0	0	0.05	0.01
	ヒ素	70	4	0	0	0	0	0.01	0.003
	総水銀	70	0	0	0	0	0	0.0005	<0.0005
	アルキル水銀	0	0	0	0	0	0	ND	ND
	ジクロロメタン	70	1	0	0	0	0	0.02	0.0003
	四塩化炭素	70	0	0	0	0	0	0.002	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	70	0	0	0	0	0	0.004	<0.0002
	1,1-ジクロロエチレン	70	0	0	0	0	0	0.02	<0.0002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	70	1	0	0	0	0	0.04	0.010
	1,1,1-トリクロロエタン	70	0	0	0	0	0	1.0	<0.0002
	1,1,2-トリクロロエタン	70	0	0	0	0	0	0.006	<0.0002
	トリクロロエチレン	70	2	0	0	0	0	0.03	0.0019
	テトラクロロエチレン	70	2	0	0	0	0	0.01	0.0031
	1,3-ジクロロプロペン	70	0	0	0	0	0	0.002	<0.0002
	チウラム	70	0	0	0	0	0	0.006	<0.001
	シマジン	70	0	0	0	0	0	0.003	<0.0003
	チオベンカルブ	70	0	0	0	0	0	0.02	<0.002
ベンゼン	70	0	0	0	0	0	0.01	<0.0002	
セレン	70	1	0	0	0	0	0.01	0.002	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	70	66	6	3	3	3	10	43	
ふっ素	70	44	0	1	1	0	0.8	0.8	
ほう素	70	41	1	0	0	0	1.0	1.2	

(注) ・環境基準値及び最大検出濃度 単位：mg/ℓ ND：不検出

例：<0.1 検出下限値が0.1未満であったことを示す。

・アルキル水銀は総水銀が検出された場合にのみ測定。

表3-4-4 異常水質発生状況

番号	状 況	場 所	発 生 年 月 日
1	油 流 出	田原本町味間 (寺川支川つじ川)	平成18年5月26日
2	油 流 出	葛城市脇田 (葛城川支川安位川)	平成18年6月6日
3	油 流 出	川上村大滝 (大滝ダム貯水池)	平成18年6月1日
4	油 流 出	大和郡山市矢田町 (富雄川支川沖台川)	平成18年6月10日
5	油 流 出	御所市柏原 (曾我川流域水路)	平成18年6月16日
6	油 流 出	大和郡山市池沢町 (岡崎川)	平成18年7月8日
7	油 流 出	天理市田井庄町 (布留川北々流)	平成18年8月10日
8	白 い 泡	葛城市大畑 (高田川支川東の川)	平成18年8月18日
9	油 流 出	御所市元町 (葛城川支川元町川)	平成18年8月22日
10	油 流 出	宇陀市室生区大野 (室生ダム減勢池)	平成18年8月25日
11	油 流 出	広陵町古寺 (葛城川流域水路)	平成18年9月28日
12	白 濁 水	奈良市法華寺町 (佐保川支川菰川)	平成18年10月3日
13	魚 へ い 死	香芝市下田東 (葛下川支川熊谷川)	平成18年10月22日
14	魚 へ い 死	天理市田町 (布留川支川布留川南流)	平成18年11月14日
15	油 流 出	宇陀市榛原区笠間 (宇陀川支川笠間川)	平成18年11月20日
16	油 流 出	桜井市阿部木材団地 (寺川支川銭川水路)	平成18年12月15日
17	油 流 出	宇陀市榛原区檜牧 (室生ダム直上流)	平成19年1月16日
18	油 流 出	大和郡山市額田部 (岡崎川流域水路)	平成19年2月9日
19	油 流 出	御所市室 (曾我川流域水路)	平成19年3月28日

表3-4-5 浄化槽設置事業（奈良県浄化槽設置事業）の概要

市町村名	設置事業実施期間	設置基数	市町村名	設置事業実施期間	設置基数
奈良市	平成3年～(実施中)	1,385	曽爾村	平成2年～(実施中)	336
天理市	平成13年～(実施中)	32	御杖村	平成3年～(実施中)	449
橿原市	平成12年～(実施中)	264	高取町	平成13年～(実施中)	127
桜井市	平成17年～(実施中)	19	吉野町	平成10年～(実施中)	231
五條市	平成7年～(実施中)	413	大淀町	平成15年～(実施中)	140
生駒市	平成3年～(実施中)	1,118	下市町	平成12年～(実施中)	126
葛城市	昭和63年～平成4年	24	十津川村	平成6年～(実施中)	323
宇陀市	平成3年～(実施中)	1,276	下北山村	平成1年～(実施中)	291
山添村	平成2年～(実施中)	821	上北山村	平成7年～平成17年	183
平群町	平成2年～(実施中)	172	東吉野村	平成6年～(実施中)	190
斑鳩町	平成2年～(実施中)	355	計		8,275

設置基数は、平成18年度末までの実績累計。

表 3 - 4 - 6 農業集落排水事業の実績

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

地区名	市町村名	採択年度	完了年度	計画戸数	計画(定住)人口	備考
二階堂(小島)	奈良市	昭和49年度	昭和54年度	-	-	流域下水道に接続
二階堂(合場)	天理市	昭和49年度	昭和62年度	-	-	流域下水道に接続
滝	五條市	昭和55年度	昭和58年度	37	180	
長引	奈良市	昭和59年度	昭和61年度	55	240	
尾山	奈良市	昭和61年度	平成2年度	106	515	
石打	奈良市	昭和63年度	平成3年度	140	590	
竹内	葛城市	平成元年度	平成5年度	-	-	流域下水道に接続
切幡	山添村	平成3年度	平成7年度	55	240	
三ヶ谷	山添村	平成4年度	平成7年度	69	230	
椿尾	奈良市	平成5年度	平成13年度	(64)	(294)	中畑地区に接続
香束	吉野町	平成5年度	平成8年度	26	303	
中畑	奈良市	平成6年度	平成13年度	314	1,235	椿尾を含む
藤井	天理市	平成6年度	平成8年度	28	120	
田原	奈良市	平成7年度	平成16年度	444	1,455	
南部	宇陀市	平成8年度	平成13年度	-	-	公共下水道に接続
長滝	天理市	平成8年度	平成10年度	32	120	
東部第1	奈良市	平成9年度	平成18年度	670	1,796	
福貴畑	平群町	平成9年度		95	347	
広瀬	山添村	平成11年度	平成12年度	45	150	
福住	天理市	平成13年度		543	1,457	
東部第2-1	奈良市	平成16年度		255	1,520	

表3-4-7 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法による業種別特定事業場数

(平成19年3月31日現在)

水濁法 施行令 別表第 一の号 番号	業 種 名	特定事業場 (水濁法第5条第1項及び第2項の届出)				特定事業場 (瀬戸内海法第5条第1項の許可)				総合計	
		一日当 たりの 平均 排水 量50 m ³ 以上 の 事業 場	うち、 有害 物質 特定 事業 場	一日当 たりの 平均 排水 量50 m ³ 未 満 の 事業 場	うち、 有害 物質 特定 事業 場	合 計	一日当 たりの 平均 排水 量50 m ³ 以上 の 事業 場	うち、 有害 物質 特定 事業 場	一日当 たりの 平均 排水 量50 m ³ 未 満 の 事業 場		うち、 有害 物質 特定 事業 場
1	鉱 業			1		1					1
102	畜 産 農 業			76		76	1			1	77
2	畜産食料品製造業			13		13					13
3	水産食料品製造業										
4	保存食料品製造業			6		6	3			3	9
5	味噌・調味料製造業			23		23					23
6	小麦粉製造業			1		1					1
7	砂糖製造業			1		1	1			1	2
8	製 あ ん 業			7		7	2			2	9
9	米菓・こうじ製造業			22		22					22
10	飲料製造業			90		90					90
11	有機質肥料製造業						2			2	2
12	動植物油脂製造業			5		5					5
13	イースト製造業										
14	でん粉製造業			5		5	1			1	6
15	水あめ製造業			1		1					1
16	めん類製造業			75		75	3			3	78
17	豆腐製造業			178		178	3			3	181
18	インスタントコーヒー製造業										
1802	冷凍食品製造業			1		1					1
1803	たばこ製造業										
19	紡績業・繊維製品製造業			26	2	26	30			30	56
20	洗 毛 業			2		2					2
21	化学繊維製造業										
2102	製 材 業			1		1					1
2103	合 板 製 造 業			5		5					5
2104	パーティクルボード製造業			1		1					1
22	木材薬品処理業			3		3					3
23	製 紙 業										
2302	印刷業・出版業			20	6	20					20
24	化学肥料製造業			9		9					9
25	か性ソーダ製造業										
26	無機顔料製造業			1		1	1			1	2
27	無機化学工業製品製造業			2		2	1			1	3
28	アセチレン誘導品製造業										
29	コールタール製造業			1		1					1
30	発 酵 工 業										
31	メタン誘導品製造業										
32	有機顔料製造業										
33	合成樹脂製造業			4		4					4
34	合成ゴム製造業										
35	有機ゴム薬品製造業						1			1	1
36	合成洗剤製造業			1		1					1
37	石油化学工業										
38	石けん製造業						3	1		3	3
39	硬化油製造業										
40	脂肪酸製造業										
41	香料製造業										
42	ゼラチン・にかわ製造業			2		2					2
43	写真感光材料製造業										
44	天然樹脂製品製造業										

水濁法 施行令 別表第 一の号 番号	業 種 名	特定事業場 (水濁法第5条第1項及び第2項の届出)				特定事業場 (瀬戸内海法第5条第1項の許可)				総合計		
		一日当 りの平均 排水量 50m ³ 以上 の事業場	うち、 有害物質 特定 使用事業場	一日当 りの平均 排水量 50m ³ 未満 の事業場	うち、 有害物質 特定 使用事業場	合 計	一日当 りの平均 排水量 50m ³ 以上 の事業場	うち、 有害物質 特定 使用事業場	一日当 りの平均 排水量 50m ³ 未満 の事業場		うち、 有害物質 特定 使用事業場	合 計
45	木 材 化 学 工 業			1		1					1	
46	有機化学工業製品製造業			11	1	11		1		1	12	
47	医 薬 品 製 造 業						3			3	3	
48	火 薬 製 造 業											
49	農 薬 製 造 業											
50	試 薬 製 造 業											
51	石 油 精 製 業											
51の2	工業用ゴム製品製造業			1		1	1			1	2	
51の3	医療用ゴム製品製造業											
52	皮 革 製 造 業			60		60					60	
53	ガラス製品製造業			4	2	4					4	
54	セメント製品製造業			15		15		1		1	16	
55	生コンクリート製造業	5		74		79	2			2	81	
56	有機質砂かべ材製造業											
57	人造黒鉛電極製造業											
58	窯業原料精製業			1		1					1	
59	砕 石 業			11		11					11	
60	砂 利 採 取 業			13		13	3			3	16	
61	鉄 鋼 業			1		1					1	
62	非鉄金属製造業			3	1	3	2			2	5	
63	金属製品製造業			9	1	9	1			1	10	
63の2	空きびん卸売業											
63の3	石炭火力発電所											
64	ガ ス 供 給 業											
64の2	水 道 施 設			40	8	40	4			4	44	
65	酸・アルカリ表面処理施設			25	11	25	19	9		19	44	
66	電 気 メ ッ キ 施 設			12	3	12	6	3		6	18	
66の2	旅 館 業	6		549		555	14	1		15	570	
66の3	共 同 調 理 場	2		7		9	1	1		2	11	
66の4	弁 当 製 造 業			3		3	1			1	4	
66の5	飲 食 店	4		12		16	23	1		24	40	
66の6	飲食店 (軽食)											
66の7	飲食店 (料亭等)											
67	洗 たく 業			259	38	259	1			1	260	
68	写 真 現 像 業			71	13	71	2	1		2	73	
682	病 院			7	5	7	6			6	13	
69	と 畜 業											
69の2	中 央 卸 売 市 場											
69の3	地 方 卸 売 市 場											
70	廃 油 処 理 施 設											
70の2	自動車分解整備事業											
71	自動式車両洗浄施設			222		222	1			1	223	
71の2	試 験 研 究 機 関			82		82	2			2	84	
71の3	一般廃棄物処理施設			38		38	3	2		3	41	
71の4	産業廃棄物処理施設			3		3					3	
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設			16	16	16					16	
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる蒸留施設			1	1	1					1	
72	し 尿 処 理 施 設	45		66	13	111	88			88	199	
73	下水道終末処理施設	8				8					8	
74	特定事業場から排出される水の処理施設											
	指定地域特定施設	155		300		455					455	
	合 計	225		2500	121	2725	235	17	5	240	2965	

表 3 - 4 - 8 上乘せ基準の設定状況

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

対 象 水 域	有 害 物 質 について の 規 制 の 概 要	生 活 環 境 項 目 について の 規 制 の 概 要	生 活 環 境 項 目 に関 して 1 日 当 り の 平 均 排 水 量 が 50 m ³ 未 満 の 特 定 事 業 場 を 規 制 対 象 と し て い る も の
<p>全 て の 公 共 用 水 域</p>	<p>(対 象 物 質) カドミウム、シアン、有機リン、6 価クロム、砒素、総水銀、ポリ塩化ビフェニル</p> <p>(対 象 事 業 場) 有害物質を使用する一部の特定事業場 (新増設に限る)</p> <p>(許 容 限 度) カドミウム 0.01mg / ℓ 6 価クロム 0.05mg / ℓ 砒 素 0.05mg / ℓ シアン、有機リン、総水銀、ポリ塩化ビフェニルについては検出されないこと</p>	<p>(対 象 物 質) BOD、SS</p> <p>(対 象 事 業 場) 日平均排水量が 50 m³ 以上の特定事業場</p> <p>(許 容 限 度) 新設事業場 BOD 25 (20) SS 90 (70) 既設事業場 BOD 70 (50) SS 100 (80) 染色業・浄化槽は別基準</p>	<p>(排 水 量 の 裾 切 り) 10 m³ / 日 以 上</p> <p>(対 象 事 業 場) 汚濁負荷が著しい一部の特定事業場 (新増設に限る) 又は、風致地区等一部の地域で新増設される特定事業場</p>

「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による排水基準を定める条例」

表3-4-9 平成18年度ゴルフ場使用農薬調査結果

	農薬名	調査 ゴルフ 場数	指針値 超過 ゴルフ 場数	環境省 暫定指導 指針値 (mg/l)	調査検体の 検出範囲 (mg/l)	検出数 調査検体数
殺	アセフェート	35	0	0.8	<0.01	0/48
	イソキサチオン	35	0	0.08	<0.001	0/48
	イソフェンホス	13	0	0.01	<0.001	0/26
	エトフェンプロックス	22	0	0.8	<0.002	0/22
虫	クロルピリホス	35	0	0.04	<0.001	0/48
	ダイアジノン	35	0	0.05	<0.001	0/48
	トリクロルホン	13	0	0.3	<0.001	0/26
	ピリダフェンチオン	35	0	0.02	<0.001	0/48
剤	フェニトロチオン	35	0	0.03	<0.001	0/48
	アゾキシストロビン	35	0	5	<0.002~0.021	1/48
	イソプロチオラン	35	0	0.4	<0.001	0/48
	イブロジオン	35	0	3	<0.002	0/48
殺	エトリジアゾール	13	0	0.04	<0.001	0/26
	オキシシン銅	13	0	0.4	<0.004	0/26
	キャプタン	13	0	3	<0.001	0/26
	クロロタロニル	35	0	0.4	<0.002	0/48
菌	クロロネブ	35	0	0.5	<0.001	0/48
	チウラム	35	0	0.06	<0.002	0/48
	トルクロホスメチル	35	0	0.8	<0.001	0/48
	フルトラニル	35	0	2	<0.001~0.003	2/48
剤	プロピコナゾール	25	0	0.5	<0.001	0/29
	ペンシクロン	35	0	0.4	<0.004	0/48
	メタラキシル	35	0	0.5	<0.001~0.002	4/48
	メブロニル	35	0	1	<0.001	0/48
除	アシュラム	35	0	2	<0.001~0.003	1/48
	ジチオピル	35	0	0.08	<0.001	0/48
	シデュロン	35	0	3	<0.002	0/48
	シマジン	35	0	0.03	<0.001	0/48
草	テルブカルブ	35	0	0.2	<0.001	0/48
	トリクロピル	35	0	0.06	<0.001	0/48
	ナプロパミド	35	0	0.3	<0.001	0/48
	ハロスルフロンメチル	35	0	0.3	<0.001~0.001	1/48
剤	ピリブチカルブ	35	0	0.2	<0.001	0/48
	ブタミホス	35	0	0.04	<0.001	0/48
	フラザスルフロン	35	0	0.3	<0.002	0/48
	プロピザミド	35	0	0.08	<0.001~0.006	1/48
剤	ベンスリド	13	0	1	<0.002	0/26
	ペンディメタリン	35	0	0.5	<0.001	0/48
	ペンフルラリン	35	0	0.8	<0.001	0/48
	メコプロップ	35	0	0.05	<0.001	0/48
	メチルダイムロン	35	0	0.3	<0.001	0/48
						10/1810

表 3 - 5 - 1 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 基 準
カドミウム	検液 1 リットルにつき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 1 mg 未満であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1 リットルにつき 0.01 mg 以下であること
六価クロム	検液 1 リットルにつき 0.05 mg 以下であること
砒素	検液 1 リットルにつき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること
総水銀	検液 1 リットルにつき 0.0005 mg 以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る）において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02 mg 以下であること
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 mg 以下であること
1,2 - ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004 mg 以下であること
1,1 - ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.02 mg 以下であること
シス - 1,2 - ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04 mg 以下であること
1,1,1 - トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 mg 以下であること
1,1,2 - トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006 mg 以下であること
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.03 mg 以下であること
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 mg 以下であること
1,3 - ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002 mg 以下であること
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 mg 以下であること
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 mg 以下であること
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 mg 以下であること
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 mg 以下であること
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01 mg 以下であること
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8 mg 以下であること
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 mg 以下であること

図 4 - 1 - 1 廃棄物の分類

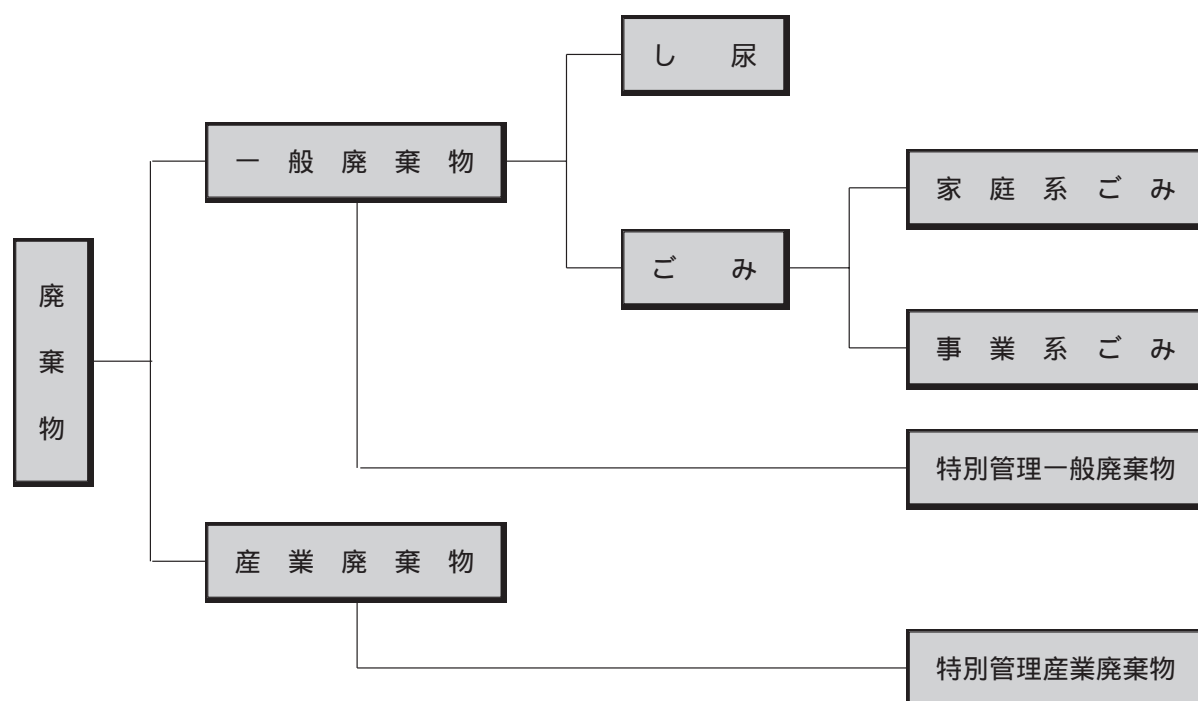


表 4 - 1 - 1 ごみ処理の状況

(各年度 3 月 31 日現在)

区 分		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
計 画 区 域 内 人 口 処 理 人 口	収 集 人 口 (人)	1,457,750	1,459,627	1,450,381	1,448,733	1,442,228
	自 家 処 理 人 口 (人)	0	0	0	0	0
	計 (人)	1,457,750	1,459,627	1,450,381	1,448,733	1,442,228
年 間 発 生 量 (トン)		572,108	570,197	564,848	553,494	547,632
発 生 内 訳	計 画 収 集 (トン)	461,943	472,468	469,367	453,391	455,176
	直 接 搬 入 (トン)	76,229	63,740	63,090	66,322	64,396
	集 団 回 収 (トン)	33,936	33,989	32,391	33,781	28,060
年 間 処 理 量 (トン)		536,151	538,014	535,936	525,369	519,572
処 理 内 訳	直 接 焼 却 (トン)	446,866	449,092	444,468	433,041	427,513
	直 接 埋 立 (トン)	9,341	8,466	8,691	8,105	6,867
	直 接 資 源 化 (トン)	10,469	9,645	12,281	15,674	19,198
	中 間 処 理 (トン)	69,475	70,811	70,496	68,549	65,994

計画処理区域内人口は、各年度 10 月 1 日現在

表 4 - 1 - 2 ごみ処理（焼却処理）施設の整備状況

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

設置主体名	所在地	能力 (t / 日)	処理方式	竣工年月
奈良市	奈良市左京 5 - 2	360	全連	S 60. 8
		120	全連	S 57. 3
大和高田市	大和高田市今里川合方 23	150	全連	S 61. 3
大和郡山市	大和郡山市九条町 80	180	全連	S 60. 11
天理市	天理市嘉幡町 189	220	全連	S 57. 3
橿原市	橿原市川西町 1086	180	全連	S 53. 9
桜井市	桜井市浅古 485 - 1	150	全連	H 14. 11
五條市	五條市北山町 932	70	准連	H 6. 9
御所市	御所市栗阪 975	72	准連	H 6. 9
生駒市	生駒市俵口町 3116 - 91	220	全連	H 3. 3
平群町	平群町椿井 1737	35	機バ	H 4. 3
三郷町	三郷町勢野 2141	40	准連	H 2. 3
斑鳩町	斑鳩町幸前 207	40	機バ	S 57. 3
安堵町	安堵町笠目 326 - 1	20	機バ	H 3. 10
田原本町	田原本町西竹田 279	60	准連	S 60. 11
宇陀市	宇陀市大宇陀区岩清水 1820	27	機バ	H 9. 8
東宇陀環境衛生組合	宇陀市室生区大野 3783	20	機バ	H 8. 6
明日香村	明日香村畑	6	機バ	H 14. 3
新庄町	新庄町笛堂 282	26	機バ	S 63. 6
當麻町	當麻町當麻 120	20	機バ	H 14. 3
上牧町	香芝市上中 3350	15	機バ	S 46. 3
香芝・王寺環境施設組合	香芝市尼寺 615	150	全連	S 57. 2
広陵町	広陵町馬見南 3 - 9 - 30	50	機バ	S 54. 2
河合町	河合町山坊 683 - 1	30	機バ	S 52. 2
吉野広域行政組合	吉野町立野 767 - 2	25	機バ	H 4. 6
南和広域衛生組合	大淀町芦原 185	40	准連	H 6. 3
下市町	下市町新住 1010	20	機バ	S 61. 6
十津川村	十津川村高滝 190 - 1	10	機バ	H 4. 8
上下北山衛生一部事務組合	下北山村下池原	5	機バ	H 15. 3
計	28 施設	2,361 t / 日		

処理方式欄の「全連」は連続燃焼式、「准連」は准連続燃焼式、「機バ」は機械化バッチ燃焼式。

表 4 - 1 - 3 粗大ごみ処理施設の整備状況

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

設置主体名	所在地	能力 (t / 日)	処理方式	竣工年月
奈良市	奈良市左京5 - 2	100	併用	H 1. 3
大和高田市	大和高田市今里川合方 23	30	併用	S 58. 3
天理市	天理市嘉幡町 189	50	併用	S 52. 3
五條市	五條市北山町 932	25	併用	H 6. 9
御所市	御所市栗阪 975	15	併用	H 6. 9
三郷町	三郷町勢野 2141	9	併用	H 2. 3
田原本町	田原本町西竹田 279	15	併用	S 60. 11
香芝・王寺環境施設組合	香芝市尼寺 615	30	併用	S 57. 6
河合町	河合町山坊 683 - 1	6	併用	H 3. 3
吉野広域行政組合	吉野町立野 767 - 2	13	併用	H 5. 5
南和広域衛生組合	大淀町芦原 185	8	併用	H 6. 3
計	11 施設			301 t / 日

処理方式欄の「破碎」は可燃性及び不燃性粗大ごみを破碎（粉碎）する施設

「併用」は原則として家具等可燃性粗大ごみを破碎することにより、容易に焼却できるよう処理する施設

表 4 - 1 - 4 廃棄物再生利用（リサイクル）施設の整備状況

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

設置主体名	所在地	能力 (t / 日)	処理方式	竣工年月
橿原市	橿原市東竹田町 1 - 1	47	破碎・圧縮 機械選別	H 14. 3
桜井市	桜井市浅古 485 - 1	30	破碎・圧縮 機械選別	H 15. 3
五條市	五條市北山町 932	7	圧縮 機械選別	H 16. 3
葛城市	葛城市当麻 120	4.2	破碎・減容 機械選別	H 15. 2
南和広域衛生組合	大淀町芦原 185	4	磁選別 手選別	H 6. 3
計	5 施設			92.2 t / 日

表4-1-5 大阪湾フェニックス利用の状況

年 度	一 般 廃 棄 物		産 業 廃 棄 物	
	市町村数	搬 入 量 (トン)	事業所数	搬 入 量 (トン)
平 成 14 年 度	25	46,178	11	1,367
平 成 15 年 度	25	45,186	13	1,442
平 成 16 年 度	25	42,425	11	1,661
平 成 17 年 度	25	39,932	11	1,585
平 成 18 年 度	34	38,494	11	1,798

表4-1-6 し尿処理の状況

(各年度3月31日現在)

区 分			平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 人 口 (人)			1,457,750	1,459,627	1,450,381	1,448,733	1,442,228
計 画 処 理 区 域 内 人 口	水 人 洗 化 口	公 共 下 水 道 (人)	759,368	798,830	800,762	827,538	847,066
		浄 化 槽 (人)	476,050	460,866	467,961	451,970	440,740
	収 集 人 口 (人)		219,507	197,621	179,620	167,019	153,519
	自 家 処 理 人 口 (人)		2,825	2,310	2,038	2,206	903
	計 (人)		1,457,750	1,459,627	1,450,381	1,448,733	1,442,228
年 間 収 集 量 (kl)			326,289	319,292	316,332	303,926	301,389
処 理 内 訳	施 設 処 理 (kl)		166,027	173,327	249,002	238,950	236,213
	海 洋 投 入 (kl)		159,696	145,454	66,819	64,365	65,058
	そ の 他 処 理 (kl)		566	511	511	611	118

計画処理区域内人口は、各年度10月1日現在

し尿浄化槽人口にはコミュニティプラント人口を含む

表 4 - 1 - 7 し尿処理施設の整備状況

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

設置主体名	所在地	能力 (kl / 日)	処理方式	竣工年月
奈良市	奈良市大安寺西 2 丁目 281	90	膜分離 高負荷	H 15. 3
大和郡山市	大和郡山市本庄町 316	66	高負荷	H 5. 3
天理市	天理市嘉幡 189	57	高負荷	H 4.10
桜井市	桜井市浅古 485 - 2	70	高負荷 限外膜	H 3. 3
五條市	五條市二見 5 丁目 4 - 2	76	嫌	S 53. 3
生駒市	生駒市北田原町 2476 - 8	80	膜分離 高負荷	H 13. 3
斑鳩町	斑鳩町神南	40	好希釈	S 52. 3
田原本町	田原本町黒田 50 - 1	50	低二段	S 58. 3
下市町	下市町新住 1010	25	好一	S 56.10
十津川村	十津川村高滝 190 - 1	10	好	S 54. 3
山辺環境衛生組合	山添村遅瀬 2384	20	高負荷	S 63. 3
宇陀衛生一部事務組合	宇陀市大宇陀区和田 262	35	高負荷	S 63. 3
上下北山衛生一部事務組合	下北山村下池原	3	好	S 46. 3
葛城地区清掃事務組合	御所市憎堂 333	240	膜分離 高負荷	H 15. 3
計	14 施設			862 kl / 日

処理方式欄の「嫌」は、嫌気性消化方式

「好」は、好気性消化方式

「好一」は、好気性処理のうち一段活性汚泥処理方式

「低二段」は、低希釈法による二段活性汚泥処理方式

「好希釈」は、好気性処理のうち希釈ばっ気活性汚泥処理方式

「高負荷」は、生物学的脱窒処理方式のうち高負荷脱窒処理方式

「限外膜」は、限外ろ過膜処理方式

表 4 - 1 - 8 地域し尿処理施設（コミュニティ・プラント）の整備状況（平成 18 年 3 月 31 日現在）

設置主体名	所在地	能力 (m^3 /年)	処理方式	竣工年月
大和郡山市	大和郡山市矢田山町	342,911	標準活性汚泥方式	S 44
三郷町	三郷町南畑	9,131	長時間ばっ気方式	S 50
	三郷町勢野	117,430		S 54
	三郷町勢野	29,941		S 61
計	4 施設	499,413 m^3 /年		

表 4 - 1 - 9 浄化槽の設置状況

		保健所						計
		郡山	葛城	桜井	吉野	内吉野	奈良市	
設置 基数	単独	22,015	17,472	26,095	4,091	2,580	12,390	84,643
	合併	6,306	6,538	4,138	2,336	1,264	2,477	23,059
	計	28,321	24,010	30,233	6,427	3,844	14,867	107,702

表 4 - 1 - 10 浄化槽設置届出状況（最近 5 年間）

年度	保健所							計
	郡山	葛城	桜井	吉野	内吉野	奈良市		
平成 14 年度	625	459	737	232	177	99	2,329	
平成 15 年度	644	481	735	232	169	79	2,340	
平成 16 年度	696	466	647	252	177	186	2,424	
平成 17 年度	510	501	598	234	161	265	2,269	
平成 18 年度	574	516	505	176	91	177	2,039	

表 4 - 1 - 11 産業廃棄物の種類

	種 類	内 容
法 律	(1) 燃 え 殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残渣
	(2) 汚 泥	工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動 植物性原料使用工業の排水処理汚泥、ビルビット汚泥、カーバイト かす赤泥、炭酸カルシウムかすなど
	(3) 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、 タールピッチ、タンクスラッジ、硫酸ピッチなど
	(4) 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類などの酸性廃液
	(5) 廃 アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液などのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど、固形状及び液状 のすべての合成高分子系化合物
政 令	(1) 紙 く ず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、 パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本 業、印刷物加工業から生じる紙、板紙のくず
	(2) 木 く ず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） 又は木製品の製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業及び輸 入木材卸売業から生じる木材片、おがくず、バーク類
	(3) 織 維 く ず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、 衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生じる木綿くず、 羊毛くず等の天然繊維くず
	(4) 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずる、あめかす、 のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなど
	(5) 動物性固定不要物	と畜場において、と殺または解体された獣畜及び食鳥処理場におい て、処理された食鳥にかかる固形状の不要物
	(6) ゴ ム く ず	天然ゴムくず
	(7) 金 属 く ず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	(8) ガ ラ ス く ず 等	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、コンクリートくず（(9) を除く）など
	(9) 鉱 さ い	高炉、平炉、電気炉などの残渣、キューポラのノロ、ボタ、不良鉱 石、不良石炭、粉かす
	(10) が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去にともなって生ずるコンクリートの破 片、レンガの破片その他これに類する不要物
	(11) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなど のふん尿
	(12) 動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなど の死体
	(13) ば い じ ん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は汚でい、廃油、廃酸、 廃アルカリ、廃プラスチック類、(1)に掲げるもので PCB が塗布さ れた紙くず若しくは(6)に掲げるもので PCB が付着し、又は封入 された金属くずの焼却施設において発生するばいじんであって集じ ん施設によって集められたもの
	(14) 上記(1)～(6)及び(1)～(12)	に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの

種 類		内 容
政 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 令	(1) 廃 油	揮発油類、灯油類、軽油類等の燃えやすい廃油
	(2) 廃 酸	水素イオン濃度指数 (pH) が 2.0 以下の著しい腐食性を有する廃酸
	(3) 廃 アルカリ	水素イオン濃度指数 (pH) が 12.5 以上の著しい腐食性を有する廃アルカリ
	(4) 感染性産業廃棄物	病院、診療所等の医療関係機関等から発生する血液、使用済みの注射針などの、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物、又はこれらのおそれのある産業廃棄物
	(5) 特定有害産業廃棄物	以下に掲げる産業廃棄物
	廃 PCB 等	廃 PCB や PCB を含む廃油
	PCB 汚染物	PCB が塗布、染み込んだ紙くず PCB が染み込んだ木くず、繊維くず PCB が付着、封入された廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず
	PCB 処理物	廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したものであって環境省令に定める基準に適合しないもの
	廃石綿等	建築物から除去した、飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチックシート等の用具・器具、大気汚染防止法の特定ばいじん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿及びその事業場から排出されるプラスチックシート等の用具・器具
		燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじん又は政令 ⁽¹³⁾ に掲げる産業廃棄物のうち、一定のものであって、有害物質 ^(*) について、厚生省令で定める基準に適合しないもの (*) アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物

表 4 - 1 - 12 産業廃棄物の種類別排出及び処理状況 (平成 17 年度推計値)

(単位: 千トン/年)

種 類	排 出 量		再生利用量		中間処理による減量化量		最終処分量	
	排出量	割合	再生利用量	割合	中間処理による減量化量	割合	最終処分量	割合
燃 え 殻	0	100 %	0	21 %	0	0 %	0	80 %
汚 泥	793	100 %	43	5 %	709	89 %	39	5 %
廃 油	27	100 %	13	48 %	14	51 %	0	1 %
廃 酸	3	100 %	0	7 %	2	79 %	0	14 %
廃 アルカリ	24	100 %	1	5 %	22	94 %	0	0 %
廃プラスチック類	33	100 %	15	45 %	8	24 %	10	31 %
紙 く ず	14	100 %	13	97 %	0	3 %	0	0 %
木 く ず	45	100 %	32	71 %	12	26 %	1	3 %
織 維 く ず	1	100 %	0	18 %	0	64 %	0	18 %
動植物性残さ	16	100 %	12	80 %	2	11 %	1	9 %
ゴ ム く ず	1	100 %	0	2 %	1	86 %	0	12 %
金 属 く ず	26	100 %	24	95 %	0	0 %	1	5 %
ガラス陶磁器くず	22	100 %	13	57 %	0	0 %	10	43 %
鋳 さ い	3	100 %	0	13 %	0	0 %	2	87 %
が れ き 類	478	100 %	450	94 %	0	0 %	28	6 %
ば い じ ん	0	100 %	0	0 %	0	0 %	0	100 %
動物ふん尿	201	100 %	201	100 %	0	0 %	0	0 %
そ の 他	10	100 %	2	24 %	2	21 %	6	55 %
合 計	1,696	100 %	822	48 %	773	46 %	99	6 %

表 4 - 1 - 13 産業廃棄物の業種別排出及び処理状況 (平成 17 年度推計値)

種 類	排 出 量		再生利用量		中間処理による減量化量		最終処分量	
	排出量	割合	再生利用量	割合	中間処理による減量化量	割合	最終処分量	割合
農 業	203	100 %	201	99 %	0	0 %	1	1 %
鋳 業	4	100 %	4	100 %	0	0 %	0	0 %
建 設 業	558	100 %	502	90 %	14	3 %	42	7 %
製 造 業	250	100 %	94	38 %	131	52 %	25	10 %
電気・水道業	660	100 %	10	2 %	620	94 %	28	4 %
情報通信業	0	100 %	0	34 %	0	59 %	0	7 %
運 輸 業	1	100 %	0	32 %	0	43 %	0	25 %
卸・小売業	13	100 %	7	58 %	3	25 %	2	17 %
医療・福祉	4	100 %	0	6 %	2	69 %	1	25 %
サービス業	4	100 %	2	50 %	1	27 %	1	24 %
合 計	1,696	100 %	822	48 %	773	46 %	99	6 %

表 4 - 2 - 1 奈良県内の公共施設等における新エネルギーの導入状況 (平成 18 年 1 月 1 日現在)

種 類	事業主体名	所在地	施 設 名 称	設 備 概 要	
太陽光発電	奈良県	奈良市	自発光式線形誘導標	4.3 w × 4 基	
			自発光式反射板	0.37 kw × 5 基	
			自発光式道路鋸 (センター鋸)	0.30 w 3.3 v 93 mA 13 個	
			時計塔 (三面太陽電池時計)		
			時計塔 (二面太陽電池時計)		
			交通誘導鋸	8 鋸 L = 24 m	
		大和郡山市	フラワーセンター	太陽電池ソーラーシステム (最大発電量 18 w)	
		御所市	葛城山園地公衆トイレ	ソーラー外灯	
		宇陀市	室生園地公衆トイレ	太陽光発電屋根一体型 2.125 KW	
		御杖村	電気牧柵	太陽光発電モジュール 2.8 W、1.2 V 電牧器 2 次電圧 5300 V (断続器)	
		葛城市	二上山園地公衆トイレ	80 AIH × 20、バッテリー	
		吉野町	吉野山如意輪寺前公衆トイレ	太陽光発電バッテリー付き 外灯 18 W	
		天川村	霊山寺前公衆トイレ	太陽光発電 590 W	
		下北山村	前鬼公衆トイレ	太陽電池モジュール 1 KW バッテリー 120 AH. 12 V × 10 個	
		上北山村	大台ヶ原ビジタセンター	太陽光発電 10 KW	
			大台ヶ原公衆トイレ	太陽光発電 3 KW	
		県内	交通誘導鋸 (連結式自発行光鋸・ソーラーシステム)	発光ダイオード (LED)	
			視線誘導標 (宇陀市・宇陀郡内 7 ヲカ所)	多結晶 出力 : 0.165 W × 80 基 蓄電池容量 : 1.2 Ah 耐熱用ニッカド電池	
		奈良県教育委員会	奈良市	県立図書館情報館	20 kw
				奈良商業高校 (太陽電池時計)	
	奈良工業高校 (太陽電池時計)				
	奈良高校 (太陽電池時計)				
	奈良高校 (太陽電池時計)				
	西の京高校 (太陽電池時計)				
	平城高校 (太陽電池時計)				
	西の京養護学校 : ジュラシック・ファーム「わくわく」			太陽電池 単結晶 出力 110 w 蓄電池容量 105 Ah × 2	
	大和高田市		高田高校 (太陽電池時計)		
	大和郡山市		片桐高校 (太陽電池時計)		
			城内高校 (太陽電池時計)		
	天理市		二階堂高校 (太陽電池時計)		
	御所市		御所高校 (太陽電池時計)		
			青翔高校 (太陽電池時計)		
	生駒市		北大和高校 (太陽電池時計)		
	香芝市		香芝高校 (太陽電池時計)		
	宇陀市		大宇陀高校 (太陽電池時計)		
	三郷町		信貴ヶ丘高校 (太陽電池時計)		
	斑鳩町		斑鳩高校 (太陽電池時計)		
	田原本町		志貴高校 (太陽電池時計)		
	高取町		高取高校 (太陽電池時計)		
	上牧町		上牧高校 (太陽電池時計)		
	王寺町		王寺工業高校 (太陽電池時計)		
大淀町	大淀高校 (太陽電池時計)				
奈良県水道局	御所市		御所浄水場	多結晶シリコン電池 最大出力 790 k w	
奈良県警察本部	県内		道路鋸 (停止線鋸) 156 個	単結晶 出力 0.86 w 蓄電池容量 1.8 Ah 名称 : 信号機運動型自発光式停止線鋸	
			道路鋸 (センター鋸) 857 個	出力 2.8 v 60 mA × 2 個 名称 : 自発光式道路鋸	
			道路標識 (自発光式) 181 個	出力 5.7 w 蓄電池容量 8.8 Ah 名称 : 路側式自発光標識	
			道路標識 (路側可変式) 63 個	単結晶 蓄電池容量 3.5 Ah 最大出力 110 mA 名称 : 路側式可変標識	

種 類	事業主体名	所在地	施 設 名 称	設 備 概 要
太陽光発電	奈良市教育委員会	奈良市	奈良市立椿井小学校	10kw
	天理市	天理市	天理市立二階堂体育館	2.1kw (37.5w × 56枚)
	橿原市	橿原市	橿原市営香久山墓園	シリコン太陽電池最大出力 51 W 蓄電池容量 150 Ah 照明蛍光灯 18 W 設置基数 5 基
	生駒市	生駒市	老人保健施設 優楽	太陽電池 34.2 m ² (1.14 m ² × 30 枚) 最大出力 5 kw
			RAKU-RAKU はうす	単結晶 出力 : 3 kw 太陽電池モジュール、インバーター
			北コミュニティセンター ISTA	多結晶シリコン太陽電池 太陽電池容量 30 kw インバーター容量 30 kw
	生駒市教育委員会	生駒市	生駒市立依口小学校	単結晶 10 kw 太陽光発電モジュール インバーター 接続箱 データ収集装置
	香芝市教育委員会	香芝市	香芝市立香芝北中学校	単結晶 50 kw 太陽電池モジュール、系統連系盤継続箱、気象計測機器 (日射計)、インバータ、データ計測装置、蓄電池
	葛城市教育委員会	葛城市	歴史博物館	太陽電池容量 20 kw 相当 インバーター容量 20 kw (10 kw × 2)
	宇陀市	宇陀市	宇陀市役所	多結晶太陽電池 三相三線式 200 V 40 kw (120 wp × 336 枚)
	斑鳩町	斑鳩町	太陽電池案内板音声発生機 (上宮遺跡公園)	太陽電池式案内板音声発生機
			駅前北口広場街灯	太陽電池式街灯
	田原本町	田原本町	はせがわ展望公園 第 5 号 (すいせんの丘)	電圧 4.5 V 530 mW 蓄電池容量 4.0 Ah
はせがわ展望公園 第 4 号 (えのき広場)			電圧 6.8 V 450 mW 蓄電池容量 1,000 mAh	
はせがわ展望公園 第 3 号 (みちくさ広場)			電圧 6.8 V 450 mW 蓄電池容量 1,300 mAh	
はせがわ展望公園 第 7 号 (森と泉の広場)			電圧 6.0 V 700 mW	
広陵町	広陵町	広陵町総合保健福祉会館	太陽光発電モジュール 発電容量 : 5 kw 集熱面積 : 0.96 m ² × 40 枚	
太陽熱利用	奈良県	橿原市	県立医科大学付属病院	[集熱器] 1.91 m ² × 213 枚 = 413 m ²
	奈良県教育委員会	奈良市	奈良県営プール (温水プール)	集熱面積 440 m ² (2 m ² × 220 枚) 蓄熱槽容量 20 m ³ 年間集熱量 202,425 千 K カロリー
	大和高田市	大和高田市	大和高田市立病院	集熱面積 : 465.6 m ² (1.94 m ² × 240 枚) 蓄熱槽容量 : 20 m ³
	葛城市	葛城市	福祉総合ステーション	集熱面積 : 27.84 m ² (3.48 m ² × 8 枚) 蓄熱槽容量 : 1.8 m ³
	三郷町	三郷町	老人福祉センター	集熱面積 : 150 m ² (2 m ² × 80 枚) 蓄熱槽容量 : 6 m ³ 利用温度 : 45 ソーラー給湯システム
	上牧町	上牧町	保健福祉センター	平板型選択吸収膜付 保有水量 1.5 リットル 有効集熱面積 1.94 m ² 最高使用圧力 10 kg/cm ² 本体寸法 1,030 × 2,030 × 95 mm 重量 (満水時)
風力発電	奈良県教育委員会	奈良市	奈良養護学校 : 風と太陽と花の家	風力発電装置 出力 400 w × 2 蓄電池容量 200 Ah × 2
	野迫川村	野迫川村	鶴姫風力発電施設 みらい・ゆめ・きぼう	発電出力 40 kw × 1 基 10 kw × 2 基
バイオマス発電	奈良県	宇陀市	バイオマスプラント	交流単相 3 線式 200 V 6.0 kw (1 台) 自動式インバータ発電機
	生駒市	生駒市	衛生処理場「エコパーク21」	発電機 420 V 70 kw ボイラー最高使用圧力 0.98 MPa (10 kg/cm ²) 最大蒸発量 (換算値) 0.6 t / hr
バイオマス熱利用	奈良県	大和郡山市	奈良県浄化センター	1 号焼却炉バーナー 190 N m ³ / hr 1 基 1 号焼却炉補助バーナー 420 N m ³ / hr 1 基 1 号加熱炉バーナー 136 N m ³ / hr 1 基 2 号焼却炉バーナー 190 N m ³ / hr 1 基 2 号焼却炉補助バーナー 420 N m ³ / hr 1 基 2 号加熱炉バーナー 136 N m ³ / hr 1 基
廃棄物発電・熱利用	橿原市	橿原市	クリーンセンターかしはら	焼却炉 85 t / 日 × 3 基 蒸気タービン (最大発電量 5000 kw) × 1 基 廃熱ボイラー (最大蒸気発生量 38 t / h) × 3 基

種類	事業主体名	所在地	施設名称	設備概要
廃棄物発電・熱利用	桜井市	桜井市	桜井市グリーンパーク (桜井市一般廃棄物循環型社会基盤施設焼却炉棟 (廃棄物発電))	焼却炉 75t/日×2基 蒸気タービン1基 廃熱ボイラー2基 三相交流同期発電機 容量 2,487 KVA 出力 1,990kw×1基
廃棄物熱利用	大和高田市	大和高田市	クリーンセンター	170,000 kcal/h×2基
	大和郡山市	大和郡山市	大和郡山市清掃センター/九条スポーツセンター	蒸気-水熱交換器:能力 2,203,000 kcal/h×3基 蒸気式吸収式冷凍機:45 (US) RT
	天理市	天理市	天理市清掃センター	温水発生器 水管強制循環式 2基 (180,000 kcal/h×2基)
	生駒市	生駒市	清掃センター	500,000 kcal/h×2基
	香芝・王寺環境施設組合	香芝市	ごみ焼却 (美濃園)	温水発生器 2基、6,450 kcal/h×2基
	三郷町	三郷町	清掃センター	50,000 kcal/h×2基
	斑鳩町	斑鳩町	衛生処理場	22,500 kcal/h×2基 温水タンク:4.5 m ³
	田原本町	田原本町	清掃工場	200,000 kcal/h×2基
	吉野広域行政組合	吉野町	吉野三町村クリーンセンター	温水発生器、空気予熱器
廃棄物燃料製造	株式会社リサイクルマネジメント 榛原事業所	宇陀市	宇陀市護美センター	固形燃料生産能力 1t/h 固形燃料カロリー 4,000~5,000kcal/kg
温度差エネルギー	奈良県	大和郡山市	奈良県浄化センター	熱源:下水処理水 熱回収機器:プレート型熱交換器2台 水熱源ヒートポンプチャージユニット2台 供給熱量:冷房 354,000 kcal/h 暖房 350,000 kcal/h
コージェネレーション (ガスエンジン)	奈良市	奈良市	奈良市総合老人ホーム和楽園	60kw/h 87,000kcal/h ラインポンプ 熱交換器 膨張タンク 発電電力量:262,800kwh/年 総熱供給量:381mcal/年
			奈良市大宮児童館	9.8kw
	奈良市教育委員会	奈良市	奈良市西部生涯スポーツセンター 屋内体育施設	100kw×2
	JR奈良駅周辺地区 (第一街区)市街地再開発組合	奈良市	JR奈良駅前再開発第一ビル	200kw×2
コージェネレーション	生駒市	生駒市	老人保健施設 優楽	9.8kw×1
	野迫川村	野迫川村	ホテルのせ川	コージェネレーション設備 30kw 1基 客室個別空調設備 31台 本館ロビー暖房システム改善改善設備 4台
クリーンエネルギー自動車	奈良県	県内	ハイブリッド自動車	1300cc乗用車 3台 1500cc乗用車 8台 2000cc乗用車 2台
			天然ガス自動車	1460cc乗用車 1台 1500cc乗用車 1台
	奈良県教育委員会	奈良市	ハイブリッド自動車	1500cc乗用車 1台
	奈良県警察本部	奈良市	ハイブリッド自動車	1500cc乗用車 1台
	奈良県心身障害者リハビリテーションセンター	田原本町	ハイブリッド自動車	1500cc乗用車 1台
	奈良市	奈良市	ハイブリッド自動車	9台
			天然ガス自動車	4台
			天然ガスパッカー車	24台
	大和郡山市	大和郡山市	天然ガスパッカー車	4330cc 2台
	橿原市	橿原市	ハイブリッド自動車	2台
天然ガス自動車			1台	
桜井市	桜井市	天然ガス自動車	1台	
王寺町教育委員会	王寺町	ハイブリッド自動車	2400cc 1台	

表7-1-1 公害苦情調査結果 (平成18年度)

(単位: 件)

市町村名	受 理			解 決				種 類 別 苦 情 件 数 (新規受理・移送件数を対象)										
								典 型 7 公 害							典型7公害以外			
	新規受理	移送	繰越	解決	移送	繰越	その他	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	合計	廃棄物投	その他	合計
奈良市	130	0	10	124	3	13	0	45	23	0	30	1	0	31	130	0	0	0
大和高田市	34	0	0	29	5	0	0	15	5	1	5	0	0	4	30	2	2	4
大和郡山市	106	0	0	106	0	0	0	6	0	0	5	0	0	3	14	3	89	92
天理市	114	0	3	116	0	0	1	27	13	0	6	1	0	6	53	38	23	61
橿原市	105	0	0	101	2	0	2	36	13	2	13	4	0	21	89	8	8	16
桜井市	95	0	0	94	0	0	1	15	8	0	3	0	0	2	28	67	0	67
五條市	133	0	0	112	12	5	4	34	7	0	6	0	0	7	54	66	13	79
御所市	70	0	0	62	8	0	0	5	7	0	0	0	0	1	13	26	31	57
生駒市	10	0	0	10	0	0	0	6	0	0	2	1	0	1	10	0	0	0
香芝市	11	0	0	11	0	0	0	7	2	0	2	0	0	0	11	0	0	0
葛城市	42	0	0	42	0	0	0	11	6	0	5	0	0	6	28	13	1	14
宇陀市	43	0	0	27	10	0	6	1	6	0	0	0	0	9	16	27	0	27
市 合 計	893	0	13	834	40	18	14	208	90	3	77	7	0	91	476	250	167	417
山添村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平群町	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
三郷町	22	0	0	22	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	21	0	21
斑鳩町	17	0	0	17	0	0	0	11	3	0	2	0	0	1	17	0	0	0
安堵町	34	0	0	30	1	0	3	5	3	1	1	0	0	0	10	22	2	24
川西町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三宅町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田原本町	32	0	1	24	5	1	3	1	5	0	7	0	0	18	31	0	1	1
曽爾村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御杖村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高取町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明日香村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上牧町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
王寺町	7	0	0	7	0	0	0	2	0	0	1	0	0	1	4	1	2	3
広陵町	10	0	0	9	0	0	1	2	3	0	1	0	0	1	7	1	2	3
河合町	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
吉野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大淀町	6	0	0	6	0	0	0	2	2	0	0	0	0	2	6	0	0	0
下市町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
黒滝村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
天川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野迫川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
十津川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下北山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上北山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東吉野村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
郡 部 計	130	0	1	116	7	1	7	25	16	1	12	0	0	23	77	45	8	53
市町村計	1023	0	14	950	47	19	21	233	106	4	89	7	0	114	553	295	175	470
県機関全体	170	0	0	143	0	4	23	44	83	4	1	0	0	19	151	7	12	19
県 全 体	1193	0	14	1093	47	23	44	277	189	8	90	7	0	133	704	302	187	489

表 7 - 1 - 2 種類別の苦情（新規受理）件数の推移（最近 5 年間）

（単位：件）

年 度	典 型 7 公 害								典 型 7 公害 以外の 苦 情	合 計
	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	騒 音	振 動	悪 臭	土 壤 汚 染	地 盤 沈 下	小 計		
平成14年度	210	130	95	6	141	1	0	583	261	844
平成15年度	264	138	106	7	131	1	0	647	491	1138
平成16年度	220	155	100	10	177	1	0	663	347	1010
平成17年度	238	178	103	6	121	4	0	650	476	1126
平成18年度	277	189	90	7	133	8	0	704	489	1193

表 7 - 1 - 3 典型 7 公害の発生源別苦情（新規受理）件数（平成 18 年度）

（単位：件）

	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	騒 音	振 動	悪 臭	土 壤 汚 染	地 盤 沈 下	合 計	
								件数	割合
焼 却（施 設）	49	0	0	0	7	0	0	56	8.0%
産 業 用 機 械 作 動	7	0	21	2	5	0	0	35	5.0%
産 業 排 水	0	21	0	0	6	0	0	27	3.8%
流 出 ・ 漏 洩	0	79	0	0	8	2	0	89	12.6%
工 事 ・ 建 設 作 業	26	3	30	0	1	0	0	60	8.5%
飲 食 店 営 業	1	8	3	0	5	0	0	17	2.4%
カ ラ オ ケ	0	0	5	0	0	0	0	5	0.7%
移 動 発 生 源 （自動車・鉄道・航空機）	0	0	2	4	0	0	0	6	0.9%
廃 棄 物 投 棄	0	3	0	0	2	3	0	8	1.1%
家 庭 生 活	1	13	8	0	26	1	0	49	7.0%
焼 却（野 焼 き）	181	0	0	0	18	1	0	200	28.4%
自 然 系	0	14	1	0	4	0	0	19	2.7%
そ の 他	9	15	20	1	38	0	0	83	11.8%
不 明	3	33	0	0	13	1	0	50	7.1%
合 計	277	189	90	7	133	8	0	704	

表7-1-4 奈良県公害審査会の処理事件の概要

(平成19年3月31日現在)

事 件 名	事 件 の 概 要	処 理 状 況
昭和56年(調)第1号事件 (昭和56年3月14日受付)	奈良市土地改良清美事業の第2工区について、施設が完成すると有害物質を含む排水により土壌、河川が汚染され、稲作被害等が予想されるので、当該事業の差し止めを求める。	平成5年4月5日 調停成立
昭和58年(調)第1号事件 (昭和58年6月30日受付)	西吉野村一般廃棄物最終処分場について、公害問題を防止する完全な方策がとられ、さらに無公害が確認され、かつ、申請人が事業の遂行に同意しない限り、現在中止している工事を再開せず、当該事業計画の中止を求める。	昭和61年11月8日 調停成立、一部取下
昭和59年(調)第1号事件 (昭和59年1月2日)	昭和58年(調)第1号事件への参加申立て	昭和61年11月8日 調停成立
平成元年(あ)第1号事件 (平成元年3月27日受付)	被申請人工場に設置されているプラスチック破砕機等の稼働及び駐車場に早朝から出入りする車の騒音、振動により、工場に隣接する申請人らは各種の生活妨害を受けているので、工場操業の差し止めを求める。	平成元年10月27日 あっせん打切り
平成2年(調)第1号事件 (平成2年10月29日受付)	本件ゴルフ場完成後、計画どおり農薬、化学肥料を使用した場合、申請人らはそれが原因の大気汚染、水質汚濁に暴露され、農薬等は飲料水や農作物を通じて人体に吸収されるので、本件ゴルフ場において農薬、化学肥料を使用しないことを求める。	平成4年1月25日 調停成立、一部取下
平成2年(調)第2号事件 (平成2年12月25日受付)	平成2年(調)第1号事件への参加申立て	〃
平成3年(調)第1号事件 (平成3年1月30日)	昭和56年(調)第1号事件への参加申立て	平成5年4月5日 調停成立
平成3年(調)第2号事件 (平成3年3月18日)	〃	〃
平成3年(調)第4号事件 (平成3年7月8日受付)	〃	〃
平成3年(調)第5号事件 (平成3年9月2日受付)	〃	〃
平成3年(調)第6号事件 (平成3年9月12日受付)	本件産業廃棄物投棄場における水路の現状回復、農地への汚水及び土砂等の流出防止措置、流出した土砂の除去並びに流出する汚水の水質管理に万全を期し有害物質の流出がある場合はその除去のため必要な措置を講じることを求める。	平成5年3月26日 調停打切り
平成4年(調)第1号事件 (平成4年12月18日受付)	昭和56年(調)第1号事件への参加申立て	平成5年4月5日 調停成立
平成6年(調)第1号事件 (平成6年3月14日受付)	本件処分場について安定5品目、自社物以外の産業廃棄物の投棄をしないこと、遮水シートの設置、申請人らの処分場への立入り等を認めるとともに、水質検査の結果についての書面を交付することを求める。	平成6年11月29日 調停成立
平成8年(調)第1号事件 (平成8年3月6日受付) 平成9年(調)第1号事件 (参加申立て) (平成9年2月24日受付)	本件処分場について、廃棄物の崩落防止のための危険防止措置をとるとともに、産業廃棄物を処分場から搬出撤去することを求める。	平成9年4月22日 調停打切り

事 件 名	事 件 の 概 要	処 理 状 況
平成11年（調）第1号事件 （平成11年11月24日受付）	本件処分場周辺の汚染土壌等の除去、コンクリート擁壁の撤去及び搬入廃棄物の撤去、コンクリート側溝の設置、飲料水の確保等を求める。	平成15年2月7日 調停成立
平成12年（調）第1号事件 （平成12年4月12日受付）	申請人所有の土地等に被申請人が不法に埋め立てた産業廃棄物の撤去を求める。	平成12年8月24日 取下
平成15年（調）第1号事件 （平成15年8月26日受付） 平成17年（調）第1号事件 （参加申立て） （平成17年4月20日受付）	本件焼却施設の建設等にかかる一切の資料を開示するとともに、施設の稼働に伴う大気汚染による申請人らの健康及び生活上の被害を根絶するため、施設の操業を停止し、移転することを求める。	平成17年12月26日 調停成立

【環境用語の解説】

ア

ISO14001シリーズ ISO (International Organization for Standardization: 国際標準化機構、本部：スイスのジュネーブ) は、1947年に設立された、電気関係を除く標準化のための非政府組織で、世界135か国が加盟している。

ISO14000シリーズは、ISOが作成を進めている「環境に配慮した企業活動の進め方の基準」に関する一連の規格で、平成8年9月1日以降19の規格が発行されている。

アイドリング 自動車が停止しており、エンジンが動いている状態をいう。不要なアイドリングは無駄な燃料が消費され、NO_x等を含むガスが排出されるため大気汚染の原因となっている。

赤潮 プランクトンの大増殖により、水が赤褐色などの色になる現象をいう。赤潮などの発生は、しばしば魚介類の大量死をもたらし、漁業をはじめとする産業に多くの被害を与える。

悪臭 物質特有のにおいを持っている化合物は40万種にも達するといわれているが、悪臭を発生する物質を化学的にみると、窒素や硫黄を含む化合物のほか、低級脂肪酸などがあげられる。悪臭防止法では22の物質を規制物質として定めている。環境省では、現在指定されている悪臭物質以外の悪臭物質の追加指定についても調査検討を行っている。

アスベスト 石綿ともいわれる天然の繊維状鉱物。建築物の断熱材や吸音材、自動車のブレーキライニングに使われてきたが、現在では、原則として製造等が禁止されている。また、労働

安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物処理法などで予防や飛散防止等が図られている。

イ

硫黄酸化物 (SO_x) 石油や石炭などの硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する二酸化硫黄 (SO₂)、三酸化硫黄 (SO₃)、硫酸ミストなどの硫黄酸化物の総称。大気汚染の主役と考えられているものの大部分を占めている二酸化硫黄は、呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくなどの原因となったことで知られる。

一酸化炭素 (CO) 主に可燃物中の炭素が不完全燃焼により酸素と化合したもの。主な発生源は自動車であり、炭素を含む燃料が不完全燃焼することによって発生する。血液中のヘモグロビンと結合して、血液の酸素輸送を阻害し、細胞での酸素利用を低下させる。

一般環境大気測定局 大気汚染防止法第22条に基づき、大気汚染の状況を常時監視している測定局のこと。

一般廃棄物 一般廃棄物とは、廃棄物のうち産業廃棄物を除く廃棄物であり、一般家庭から排出されるごみ・粗大ごみ・し尿等、さらにオフィス等から排出されるごみ (一般廃棄物) まで含まれる。一般廃棄物に関する事務は原則として市町村の事務とされている。

ウ

ウィーン条約 正式には「オゾン層保護のためのウィーン条約」という。1985年3月、オーストリアのウィーンにおいて採択され、88年9月に発効した。オゾン層を保護するために、5種の特定フロンと3種のハロンの生産量及び消費量の段階的削減、開発途上国に対する特別の

配慮などについて規定されている。わが国は1988年9月に加盟した。

上乗せ基準 汚濁物質等の排出の規制に関して、都道府県が条例で定める基準であって、国が定める基準よりも厳しいものをいう。

なお、いわゆる「上乗せ」は、基準値そのものを厳しくするもののほか、規制対象施設の範囲を広げるもの、規制対象項目を広げるもの（「横だし」と呼ばれる。）をも含めて使われる場合がある。

工

エコ・ステーション 電気自動車に電気を供給する充電設備や、天然ガス自動車に天然ガスを供給する充電設備など、低公害車に燃料を供給する設備を設置している施設。

エコマーク 環境への負荷が少なく、あるいは環境の改善に役立つ環境に優しい製品を示すマーク。消費者が環境的によりよい商品を選択するときの基準となるように導入され、1990年2月にスタートした。メーカーや流通業者の申請を受けて、(財)日本環境協会が審査し、認定された商品にはマークをつけることが許される。環境保全効果だけでなく、製造工程でも公害防止に配慮していることが必要。エコマークの許可された商品は、100%古紙のトイレットペーパーや流しの三角コーナー用の漉紙など、1992年5月現在で、2071製品にのぼっている。このようなマークはドイツ、北欧、カナダ、フランス、韓国、EC、オランダでも導入されている。

エコロジー 生物集団間及びそれを取りまく無機的環境との関連を研究する学問。日本語では「生態学」と訳される。エネルギーや物質循環などの環境要因もその研究対象とされ、最近で

は自然科学的分野のみならず、社会科学的分野及び人文科学的分野からのアプローチも求められており、生物学の一分野として捉えきれない学際的な学問領域として発展してきている。

オ

オキシダント (Ox) 大気中の窒素酸化物、炭化水素等が紫外線により光化学反応をおこして生成されるオゾン、アルデヒド、PAN (パーオキシアセチルナイトレート)、過酸化物等の酸化性物質の総称である。光化学スモッグの原因物質であり、濃度が高くなると目やのどに刺激を感じたり、頭痛がする。

汚染者負担の原則 (PPP: Polluter Pays Principle) PPP: Polluter Pays Principle の欄を参照

オゾン層 地球上のオゾン (O₃) の大部分は成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。オゾン層は太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し地球上の生物を守っている。このオゾン層が近年、フッ素化合物などの人工化学物質によって破壊されていることが明らかになってきた。フッ素化合物 (総称フロン) は冷蔵庫、エアコンの冷媒、電子部品製造時の洗浄剤、スプレーの噴射剤に使用されてきたが、使用后、大気中に放出されると、対流圏では分解されず、成層圏に到達し、太陽光により分解されるが、その際に生ずる塩素原子がオゾンを破壊する。

フロンと同様にオゾンを破壊するものに消火剤用ハロン、洗剤用トリクロロエタン、それに四塩化炭素などがある。オゾン層の破壊により増加する紫外線はUV-B (280~320nm) である。この紫外線はエネルギー量は少ないが、人間の健康に大きな悪影響を及ぼす。例えば白内障、皮膚ガンの増加、皮膚免疫機能の低下などである。植物に対しても成長阻害、葉の色素の

形成阻害が起きる。

オゾン層保護法 正式には「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」という。1988年5月、わが国において、ウィーン条約及びモントリオール議定書の的確かつ円満な実施を確保するために制定された。

汚泥 工場排水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のものであって、有機質の多分に混入した泥のみではなく、無機性のものも含む。

温室効果ガス 大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線を吸収して宇宙空間に逃げる熱を地表面に戻すために、気温が上昇する現象を温室効果という。赤外線を吸収する気体（温室効果ガス）には、二酸化炭素（炭酸ガス）、フロン、メタンなどがある。

力

化学的酸素要求量（COD：Chemical Oxygen Demand） 水中の有機物質などが過マンガン酸カリウムによって化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量。数値が大きくなるほど汚濁している。湖沼や海域の水質汚濁の一般指標として用いられる。

拡大生産者責任 生産者が負うべき環境負荷軽減の責任を、製品の製造・流通・使用段階だけでなく、製品が廃棄されて処理・リサイクルされる段階まで拡大する考えのこと。廃棄されてゴミになった商品のリサイクルや処理・処分費用は生産者が負担することになり、製品価格への上乗せも考えられるが、リサイクルしやすい製品や処理・処分時に環境負荷が低い製品開発が進み、より効率的で低コストな廃棄物処理が実現すると考えられる。英訳（Extended Pro-

ducer Responsibility）の頭文字を取ってEPRとも呼ばれる。

家電リサイクル 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）は、家庭用電気機器のうち、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機のリサイクルを義務づけている。機器の使用者は、その再商品化費用を「リサイクル券」の購入により負担し、製造業者等がその機器に使用していた資材の再商品化を実施する。

活性汚泥 多数の好気性（呼吸時に酸素を必要とする）バクテリア、原生動物などの生物を主体とする粘質の小片（フロック）を含んだ汚泥をいい、有機物の吸着性、分解性に優れ、また自体も沈殿しやすいため下水の生物的処理に用いられる。

環境影響評価 開発行為が空気・水・土・生物等の環境に及ぼす影響の程度と範囲、その防止策について、代替案の比較検討を含め、事前に予測と評価を行い、地域住民の意見を反映し、環境に与える影響を少なくするようにすることである。

環境基準 人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。公害対策を進めていく上で、行政上の目標として定められているものであり、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められている。国民の健康を適切に保護できる、十分に安全性を見込んだ水準で定められていることから、この基準を超えたからといって、すぐに健康に悪い影響が表れるというものではない。水質に係る環境基準には、「人の健康の保護に関する環境基準」「生活環境の保全に関する環境基準」、騒音に係る環境基準には、「騒音に係る環境基準」「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」「航空機騒音に係る環境基準」がある。

環境基本法 環境に関する分野について、国の政策の基本的な方向を示す法律。平成5年11月19日に公布・施行された。この環境基本法の制定により公害対策基本法は廃止された。「環境の恵沢の享受と継承等」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」、「国際的強調による地域環境保全の積極的推進」を3つの基本理念とし、国や地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにするとともに、諸施策等について記述されている。

環境教育・環境学習 自然と人間活動の関わりについて理解と認識を深め、責任のある行動がとれるよう国民の学習を推進すること。

環境月間 昭和48年から、毎年、6月5日からの1週間を「環境週間」としていたが、平成3年からは、6月を「環境月間」として環境省、関係省庁、地方公共団体、民間団体等によって各種の普及啓発事業が行われている。

環境の日 環境基本法第10条において、6月5日を「環境の日」とすることが定められている。この日は、国連の「世界環境デー」でもある。

環境マネジメントシステム（EMS） 組織が自ら環境方針を設定し、計画を立案し（Plan）、それを実施・運用し（Do）、点検・是正を行い（Check）、見直す（Action）という一連の行為により、環境負荷の低減を継続的に実施できる仕組みをいう。

キ

気候変動に関する政府間パネル（IPCC） 地球温暖化問題に対する公式の政府間の検討の場として、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）の共催により1988年11月に設置された。地球温暖化に対する化学的知見の

充実、環境や社会経済に与える影響評価、対策の方向などの検討を行っている。約1000人へのぼる世界中の科学者、専門家の参加による検討作業の結果、1995年12月に第二次評価報告書等をまとめ、地球温暖化対策に必要な基礎的認識の形成に大きな役割を果たしている。

気候変動枠組条約 気候に対して危険な人為的な影響を及ぼさないような水準に、大気中の温室効果ガス（二酸化炭素など）の濃度を安定化させることを目的として、地球温暖化に対する世界的な取組の枠組を設定するもの。地球サミット中に日本を含む155か国が署名。平成6年3月発効。

規制基準 工場等から排出される汚水、ばい煙及び発生する悪臭・騒音等についての限度を定めた基準であり、この数値は、人体に影響を及ぼす限界あるいは農作物などい影響を及ぼす限界などを考慮して定められ、具体的数値は各法令に定められている。

規制地域 悪臭防止法、騒音規制法及び振動規制法においては、悪臭・騒音及び振動の発生を規制する地域を都道府県知事が指定するという指定地域制度をとっている。指定地域は、公法上・行政上の規制を行うことにより、公害問題を公益的な見地から解決する必要があると認められる地域のことである。

京都議定書 平成9年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された。先進国に温室効果ガスを削減する数値目標の達成を義務づけるとともに、国際的に協調して、目標を達成するための仕組みも導入した。

許容限度 自動車が一条件で運行する場合に発生する騒音の大きさの限度。道路交通騒音低

減のための自動車単体への規制である。環境大臣が許容限度を定め、国土交通大臣は、車両の保全基準を定める法令・規制の中でこの限度値が守られるように考慮しなければならない。

近隣騒音 飲食店等の営業騒音、拡声器使用の商業騒音、家庭の電化製品や楽器、ペットの鳴き声などが原因の生活騒音を総称している。特に生活騒音については、工場騒音等と異なり規制が難しいことから、解決策として各人の生活マナー向上や近隣への気遣いが不可欠である。

ク

グリーン購入 商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質等だけでなく『環境』の視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入すること。

ケ

K値規制 大気汚染防止法において定められた硫黄酸化物を排出するばい煙発生施設に対する排出基準。これは、施設の排出口から排出された硫黄酸化物について、それが拡散したときの周辺の地上における濃度を考慮して排出基準を定めるものであり、 $q = K \times 10^{-3} He^2$ という式で表される（ q ：硫黄酸化物の量、 K ：地域ごとに定められる値、 He ：補正された排出口の高さ）。

K値は地域ごとに定められており、施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しく、その値も小さい。

コ

公害 環境基本法でいう「公害」とは、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下の典型7公害のことである。

公害防止管理者 「特定工場における公害組織の整備に関する法律」に定められた特定工場において、公害の防止に関する業務のうち技術的事項を管理する者。事業内容が、製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業のいずれかの業種に属する特定工場を設置している者は、ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、粉じん発生施設、振動発生施設及びダイオキシン類発生施設の区分ごとに、それぞれ異なる公害防止管理者を選任しなければならない。

公害防止協定 公害防止の一つの手段として、地方公共団体又は住民と企業の間締結される協定。これは、法令の規制基準を補完し、地域に応じた公害防止の目標値の設定、具体的な公害対策の明示等を内容とし、法律や条例の規定と並ぶ有力な公害防止対策の手段として広く利用されている。

光化学スモッグ 大気中の窒素酸化物や炭化水素は、太陽からの強い紫外線を受けて光化学反応を起こし、オゾン、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）、アルデヒド類などの酸化性物質となるが、これらを総称してオキシダントと呼ぶ。これらの物質からできたスモッグが光化学スモッグであり、日差しが強く、気温が高く、風に弱い日中に発生しやすくなる。粘膜への刺激、呼吸器への影響など人に対する影響のほか、農作物などの植物に影響を与える。

公共用水域 河川、湖沼、港湾、沿岸海域など広く一般の利用に解放された水域及びこれらに接続する下水路、用水路等公共の用に供する水域。

こどもエコクラブ 地域において環境に関する活動を行う小・中学生のグループの総称。全国の小・中学生の継続的な環境活動を支援するた

め、環境省が平成7年度から委託事業で始めた。

サ

再生紙 O A化の進行とともにオフィスから排出される紙ごみが増加し、焼却炉の過負荷が問題となっており、自治体や企業の中には古紙回収・再生紙利用を積極的に進めるところも出てきた。最近では、O A用の再生紙も出てきて、品質は向上してきているが、まだ問題は残っている。人手不足から回収業者が減ってきており、再生紙の利用を増やすには、効率的な古紙回収システムの整備等を進め、コストの低減を図ることが望まれている。

産業廃棄物 産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類その他政令で定めるものとされている。産業廃棄物に関する事務は原則として都道府県及び保健所設置市の事務とされている。

産業廃棄物税 循環型社会の形成を目指し資源の有効利用を図り、産業廃棄物の排出抑制、再生利用、減量その他その適正な処理を推進するために、創設された法定外目的税のこと。県では、最終処分場への産業廃棄物の搬入に対して課税している。税は民間事業者の排出抑制への取組支援、不法投棄撲滅等の適正処理の推進、その他循環型社会推進事業に役立てる。

酸性雨 化石燃料などの燃焼で生じる硫酸化合物や窒素酸化物などが大気中に取り込まれて生じる酸性の降下物のことであり、通常 pH が 5.6 以下のもの。欧米では、湖沼や森林などの生態系に深刻な影響を与えるなど、国境を越えた国際的な問題となっている。

シ

資源有効利用促進法 正式には、「資源の有効な利用の促進に関する法律」といい、旧「再生資源の利用の促進に関する法律」を改正したもので、企業が回収した製品などを再利用するリサイクル対策強化と、廃棄物の発生を抑制するリデュース、製品や部品などを再利用するリユースの「3R」を新たに導入。使用後の廃棄量が多い製品について、省資源・長寿命化の設計・製造、修理体制の充実などを事業者に義務づけ、部品等の再使用が容易な製品設計・製造、使用済製品から取り出した部品の再使用、分別回収のための表示なども定めている。また、スラグ、汚泥等を削減するため、事業者が副産物の有効利用を促進し、計画的にリサイクルを行うように義務づけた。

自然公園 自然公園とは、自然公園法に基づいて指定された国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいい、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健休養の場として役立てることを目的としている。

わが国の自然公園は、公園当局が土地を所有し、これを一体的に整備管理する、いわゆる営造物公園とは異なり、土地の所有に関係なく一定の素質条件を有する地域を公園として指定し、風致景観の保護のため公用制限を行う、いわゆる地域制の公園である。

指定文化財 文化財保護法などにより、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群のうち、とくに重要なもので保護の必要のあるものをいう。指定文化財は、現状の変更の規制を受け、その修理や管理についても、法・条例の規定により実施されることとなる。

自動車排出ガス測定局 「大気汚染防止法」に基づき、都道府県知事は、大気の汚染の状況を常時監視しなければならない。このため設置される測定局のうち、道路周辺に配置されたものを自動車排出ガス測定局という。

循環型社会 平成12年6月に、循環型社会の形成に向けた基本的な枠組みとなる法律として、「循環型社会形成推進基本法」が制定された。この法律において、循環型社会とは、まず廃棄物等の発生が抑制され、次に循環資源の循環的な利用（再使用・再生利用・熱回収）が促進され、及び循環的な利用の行われないものの適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会と定義されている。社会が持続的に発展しながら、祖先から引き継いできた環境を良好なまま将来の世代に引き継いでいくためには、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却し、新しい社会経済システムである循環型社会を形成することが必要である。

循環資源 廃棄物処理法に規定された廃棄物、及び収集、廃棄された物品、または人の活動に伴い副次的に得られた物品のうち、有用なもの。

浄化槽 生活排水のうち、し尿（水洗トイレ汚水）と、台所や風呂、洗濯などの生活雑排水を、微生物の働きにより浄化処理する装置。し尿のみを処理する「単独処理浄化槽」（生活雑排水は未処理で放流）と、生活雑排水もあわせて処理する「合併処理浄化槽」の2種類があるが、平成13年度の浄化槽法の改正等によって、単独処理浄化槽の新設は実質的に禁止されているため、現在では浄化槽といえば合併処理浄化槽を意味するようになっている。水質汚濁の原因として生活排水の寄与が大きくなり、下水道の整備等と並んで、浄化槽の普及が求められている。

振動レベル 振動の加速度レベルに人体の振動感覚に近い周波数補正を加えた振動の大きさ。単位はデシベル（dB）。振動はその方向によって人体への影響が異なるが、振動規制法では、公害の対象となる振動の周波数域では人体が鉛直方向の振動をより強く感じるとして、鉛直振動の大きさのみを規制対象としている。

新エネルギー 石炭・石油などの化石燃料や核エネルギーに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。新エネルギーには、太陽光発電、風力発電などの再生可能な自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーのほか、コージェネレーション、燃料電池、メタノール・石炭液化等の新しい利用形態のエネルギーも含まれる。

森林環境税 多様な公益的機能を有する森林を県民全体の環境資源として保全するための新たな取組を推進するため、県民税の特例として平成18年4月から導入。県民税の超課税方式で徴収し、個人は年額500円、法人は現行の県民税均等割の税額の5%相当額が税額となる。

税の用途は、放置人工林を対象とした強度な間伐、荒廃している里山林の整備、森林育成への県民意識の醸成を図る森林環境教育の推進などである。

ス

水質総量規制 閉鎖性水域の水質環境基準を確保するために、排出される汚濁物質の総量を全体的に削減する制度。現在、対象となる閉鎖性水域は、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の3水域が指定されており、この3水域及びこれらに流入する河川等へ排出している事業所（工場や下水処理場など）が規制対象になっている。

総量規制で対象とする項目は、化学的酸素要求量（COD）・窒素・りんが指定されている。

水質総量規制基準 指定地域内事業場（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の3水域の流域に立地する一定規模以上の事業場）から排出される汚濁負荷量について定める許容限度で、化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量について、業種ごとに知事が定める一定の濃度と工程排水の積から算定される。

水素イオン濃度（pH） 水（溶液）の酸性またはアルカリ性の程度を示す指標であり、pH7は中性を示し、それ以上の数値はアルカリ性、それ以下の数値は酸性を示す。

セ

生物化学的酸素要求量（BOD：Biochemical Oxygen Demand） 溶存酸素の存在下で、水中の有機物質などが生物化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量。教値が大きくなるほど汚濁している。河川の水質汚濁の一般指標として用いられる。

生分解性プラスチック 微生物の働きによって水と二酸化炭素に分解されるプラスチックのこと。生ゴミ袋やコップなどのコンポスト資材、マルチフィルムや育苗ポットなどの農業土木資材、生鮮食料品用トレーなどの食品包装容器にはすでに利用されている。今後はリサイクルの難しい分野への普及が期待されている。

ゼロ・エミッション（zero emission） 最終処分される廃棄物をゼロにしようとする試み。工場から排出される廃棄物の発生量を徹底的に減らし、リサイクルすることでゼロ・エミッションを達成し、環境に配慮している企業イメージをアピールできる。また、この努力は省資源・省エネルギーにつながり、コストの削減ができるメリットがある。国連大学が1994年に提唱した研究構想。

ソ

騒音レベル 騒音の大きさ。単位はデシベル（dB）で、音圧レベルのうち、特に人間の聴覚に影響を与える周波数に重みをつけた補正（A特性補正という。）を行ったものを騒音レベルと呼ぶ。騒音測定値の正確性を期するため、騒音規制法では計量法に合格した騒音計の使用が定められている。

タ

ダイオキシン類 ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称であり、農薬の製造や物の燃焼等の過程において非意図的に生成し、その毒性は、急性毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっている。

PCDDは75種類、PCDFは135種類、コプラナーPCBには14種類の異性体が存在し、その有害性はこれら異性体の中で最強の毒性を有する2、3、7、8、-TCDDの毒性に換算し、毒性等量（TEQ）として表示される。

大腸菌群数 大腸菌のほとんどの種はひとの健康に有害なものではないが、これが多数存在する場合には、同時に赤痢菌、防疫菌、チフス菌などの病原菌が存在する可能性がある。このことから、汚濁の有無の間接的指標として利用されている。

多量排出事業者 「廃棄物処理法」及び「奈良県産業廃棄物処理計画作成指導要綱」において、

年間50トン以上の産業廃棄物を発生させる事業所を有する事業者、資本金4千万円以上の建設業者であって県内で工事を行うもの、年間50トン以上の特別管理産業廃棄物を発生

させる事業所を有する事業者、 許可病床数 150 床以上の病院を、多量排出事業者として規定。

チ

地球温暖化 二酸化炭素、メタン、一酸化炭素などの温室効果気体の増加によって地球の気温が高まること。気候変動に関する政府間パネル (IPCC) が 1990 年にまとめた報告は、21 世紀中に全球平均表面気温は、1.4 ~ 5.8 上昇し、海水の膨張などにより 21 世紀末には 9 cm ~ 88 cm 上昇するとともに、降水強度の増加、夏季の揚水、熱帯サイクロンの強大化などの異常気象が起きることにより、生態系や人間社会に対する影響を指摘している。

地球温暖化防止京都会議 (COP3) 気候変動枠組条約に基づき地球温暖化対策を進めるため、この条約を結んでいる国々が集まり、具体的な対策を協議している。1997 年 (平成 9 年) 12 月 1 日から 11 日まで京都で第 3 回締約国会議 (地球温暖化防止京都会議) が開催され、2008 年から 2012 年までに、日本、アメリカ、EU (ヨーロッパ連合) など先進国 (39 カ国) 全体で二酸化炭素、メタンなど 6 種類の温室効果ガスの総排出量 (二酸化炭素換算) を 1990 年に比べ 5 % 削減する京都議定書が採択された。

窒素酸化物 (NO_x) 空気中や燃料中の窒素分の燃焼などによって生成され、酸性雨や光化学スモッグの原因となる。このうち、二酸化窒素 (NO₂) は高濃度で呼吸器に悪影響を与えるため、環境基準が設定されている。主な発生源は、自動車、工場の各種燃焼施設、ビルや家庭の暖房器具など広範囲にわたる。発生時には、一酸化窒素 (NO) が大部分を占めるが、大気中で一部が酸化され、二酸化窒素となる。そのため、大気汚染の原因物質としては、一酸化窒素と二酸化窒素を合わせて窒素酸化物としている。広

くは、亜酸化窒素 (N₂O) や硝酸ミスト (HNO₃) などが含まれる。

テ

低公害車 従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ディーゼル・電気ハイブリッド自動車・低燃費かつ低排出ガスガソリン車などをいう。低公害車普及は、地球温暖化対策や、大都市の大気汚染の改善のための抜本的な対策の一つとして期待されており、海外の動向ともあいまって今後は技術開発、制度面の整備が急速に進み、普及が拡大するものと思われる。我が国でも国土交通省、経済産業省、環境省が低公害車購入に対する補助、低公害車フェアの開催などの施策を行っている。

デポジット制度 一定の金額を預かり金 (deposit) として販売価格に上乗せし、製品 (容器) を返却すると預かり金を消費者に戻すという仕組みのこと。現在、全国規模のデポジット制度が確立されているものに、ビール瓶や一升瓶などのガラス瓶容器がある。欧米では、缶やガラス瓶 PET ボトルなどにデポジット制度が適用され、ごみ減量に効果を上げている。

天然ガス自動車 都市ガスの原料である天然ガス (タクシーなどで使われている LP ガスとは別のもの) を圧縮して積み込みエンジンに吹き込んで燃やす自動車。走行性能はガソリン車とほぼ同じだが、黒煙を全く出さず、窒素酸化物や地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量も今までの車より少ない低公害車である。現在、世界で約 410 万台の天然ガス自動車が使われている。

天然記念物 わが国にとって学術上価値の高い動物・植物・地質鉱物（それらの存する地域を含む）であって、その保護保存を主務官庁から指定されたもの。

ト

登録文化財 建設後 50 年を経過し、現在、重要文化財等の指定を受けていない建築物・土木構造物（橋、ダム、堤防等）・その他の工作物を国の登録台帳に登録して保存を図るもの。

登録文化財制度は、大幅な現状変更等に届出を必要とするだけで、所有者の自主的な保護に期待する制度であり、文化財を活用しながら保存していこうとする、やわらかな仕組みをいう。平成 8 年の文化財保護法の一部改正により導入された。

特定建設作業 建設工事として行われる作業のうち、著しく騒音・振動を発生するとして政令で指定した作業をいう。騒音規制法では杭打ち機や削岩機、ショベルカーなどを使用する 8 種類の作業を、振動規制法ではブレーカーなどを使用する 4 種類の作業を指定している。

特定施設 水質汚濁防止法では、「人の健康及び生活環境に被害を生じるおそれのある程度の物質を含む汚水又は廃液を排出する施設であって政令で定めるもの」、騒音規制法では「工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であって政令で定めるもの」を特定施設と定めている。大気汚染防止法ではこれに相当するものとして、ばい煙発生施設と粉じん発生施設が定められている。工場又は事業場が特定施設等を設置しようとするときには、事前に都道府県知事又は市町村長に届け出なければならない。

特定有害産業廃棄物 廃 PCB・PCB 汚染物・PCB 処理物、廃石綿等及び燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん又はそれらを処分するために処理したもののうち、環境省令で定める有害物質等の基準に適合しないもの。3 ng-TEQ/g を超えるダイオキシン類を含む廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、燃え殻、廃ガス洗浄施設の汚泥及びこれらを処分するために処理したもの

特定有害物質 農用地の土壤に含まれることに起因して、人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、または農作物等の生育が阻害されるおそれがある物質であって、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」に基づき、政令で指定されたものをいう。現在、カドミウム及びその化合物、銅及びその化合物並びに砒素及びその化合物が指定されている。

都市公園 都市公園法に定められた公園または緑地のことであり、国または地方公共団体が設置するもので都市計画施設であるもの、あるいは地方公共団体が都市計画区域内に設置するもの。

ハ

パークアンドライド マイカーを自宅の最寄り駅周辺の駐車場に駐車（パーク）し、電車等により乗り換えて（ライド）通勤等を行う方法。通勤等の目的で車を利用している人に対し、自宅の最寄り駅からは公共交通機関に転換させることにより、都心やその周辺部での交通混雑の緩和、交通公害の抑制や違法路上駐車削減を図ることを目的としている。特に、マイカーを自宅の最寄り駅周辺の駐車場に駐車し、電車に乗り換える場合をパークアンドレイルライドといい、マイカーを自宅の最寄りのバス停周辺の駐車場に駐車し、バスに乗り換える場合をパークアンドバスライドという。また、最寄り駅まで家族

にマイカーで送ってもらい、最寄り駅から公共交通機関に乗り換えることをキスアンドライドという。

バーゼル条約 正式には「有害廃棄物の越境移動及びその規制に関するバーゼル条約」という。1989年3月、スイスのバーゼルでUNEPによって採択された。有害廃棄物の越境移動の禁止、自国内処分の原則、越境移動の際の事前通報及び同意を得る義務、違法な越境移動の際の再輸入措置、開発途上国への技術協力について規定されている。

ばい煙 燃料その他の物の燃焼に伴って発生するいおう酸化物、ばいじん（ボイラーや電気炉等から発生するすすや固体粒子）及び政令で指定される有害物質（窒素酸化物、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素並びに鉛及びその化合物）の総称。

バイオマス バイオ（生物）・マス（体）のこと。樹木、草などがこれにあたる。特にエネルギー源として木質バイオマスが注目されているが、これは樹木が二酸化炭素を吸収して、伐採後も植樹による再生可能な資源である、という面による。

最近では、木質資源のエネルギー利用の方法や用途の開発などについて研究が行われている。

排出基準 大気汚染防止法では、工場などのばい煙について排出基準が定められている。いおう酸化物については、着地濃度によってK値規制という特殊な形で規制される。ばいじんについては、施設の種類及び規模ごとに排出口における濃度について許容限度を定める。有害物質については、同じく排出口での濃度について有害物質の種類と施設の種類ごとに許容限度を定める。有害物質のうち窒素酸化物については、

特定地域について総量規制もある。また、ばいじん及び有害物質については、都道府県が条例により厳しい上乘せ基準を定めることができる。

排水基準 特定施設を設置する工場または事業場が、公共用水域に排水を出す場合、その排水に対して適用される基準。排水基準には、国が定めた基準（一律基準）と、都道府県がその地域の実態に応じて条例で定めたより厳しい基準（上乘せ基準）があり、基準違反に対しては罰則が課せられる。

ハイブリッド自動車 通常走行時はエンジンで走行し、停止・発信の際に余剰動力を発電機や油圧で回収・利用する自動車で、省エネルギー効果があるほか、NOxや黒煙の排出も低減されるという特徴がある。現在、ハイブリッドシステムのコンパクト化が進み、低公害車としての普及が進んできている。

パソコンリサイクル 近年急速に普及した家庭用パソコンについては、平成15年10月からリサイクルが製造者等に義務づけられた。10月以降販売する製品についてはリサイクル料金が価格に含まれる。また、10月以前に販売されたパソコンについては、排出時にリサイクル料金を支払うこととなる。なお、事業所から排出されるパソコンについては、平成13年4月から、ユーザーが費用を負担する形で製造業者等に資材の再商品化が義務づけられている。

フ

浮遊物質（SS：Suspended Solids）水中に懸濁している物質の量のことであり、数値が大きいほど、水質汚濁が著しい。

浮遊粒子状物質（SPM：Suspended Particulate Matter）浮遊粉じんのうち、その粒

径が 10 μ m 以下のものをいう。燃料や廃棄物の燃焼によって発生したものや、砂塵、森林火災の煙、火山灰などがある。大気中に長時間滞留し、肺や器官に沈着するなどして呼吸器に影響を与える。

フロン メタン、エタンなどの炭化水素の水素原子の一部、または全部をフッ素原子と塩素原子で置換したフルオロカーボンの略称。大気中に放出、蓄積されたフロンが、太陽の紫外線によって分解された塩素元素を生じ、地球のオゾン層を破壊する。様々な種類があり、従来からフロン 11、12、113、114、115 の 5 種類が特定フロンとされている。

粉じん 物の破砕や選別などの機械的処理により発生、又は飛散する物質。一般粉じんと特定粉じんとがあるが、特定粉じんとしてはアスベストのみが指定されている。

へ

閉鎖性水域 地形等により水流の出入りが悪い内湾、湖沼等の水域をいう。

ホ

ポリ塩化ビフェニル (PCB) 絶縁性、不燃性等の特質を有する主に油状の物質であり、トランス、コンデンサといった電気機器を始め幅広い用途に使用されてきたが、その毒性が社会問題化し、昭和 47 年以降製造は行われていない。

しかし、すでに製造された PCB については、約 30 年の長期にわたりほとんど処理が行われず、結果として保管が続いている状況にある。このような状況から、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を推進することを目的として、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が制定 (平成 13 年 6 月)

され、環境事業団 (平成 16 年 4 月 1 日より日本環境安全事業株式会社) による拠点処理施設の整備及び廃 PCB の処理 (平成 16 年 12 月北九州市において処理開始) が進められている。

マ

マニフェスト制度 (システム) 廃棄物処理法では、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の種類、数量や、処理業者名、取扱上の注意事項などを記載した「産業廃棄物管理票 (マニフェスト)」を交付し、産業廃棄物の処理の流れを自ら把握、管理するとともに、最終処分されたことを確認することとされている。これにより、不法投棄の防止など適正処理を確保することを目的にした制度のこと。新たに、電子情報を活用する電子マニフェスト制度も導入された。

モ

モントリオール議定書 正式には「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」という。1987 年 9 月、カナダのモントリオールで開かれた外交官会議で採択され、1989 年 1 月に発効したオゾン層破壊物質に関する議定書。1989 年 5 月、フィンランドのヘルシンキで開催された第 1 回締約国会合において、1999 年末までに特定フロンを全廃するヘルシンキ宣言が採択された。わが国は 1988 年 9 月に加盟した。1996 年の第 7 回締約国会合で、代替フロン (HCFC) 等の規制の強化が図られることとなった。

ミ

要請限度 市町村長は、道路交通騒音及び道路交通振動規制の測定値がある一定の数値を超過し、道路沿いの生活環境が著しく悪化している

と認める時は、道路管理者や都道府県公安委員会に対して騒音（振動）低減策を講じるよう要請できる。この超過限度値を要請限度といい、車線数や沿道の土地利用状況により、それぞれ限度値が定められている。

容器包装リサイクル 容器包装リサイクル法は、家庭から排出される廃棄物の6割の容積を占める容器包装廃棄物のリサイクルを図るために、容器包装のリサイクルを行おうとする市町村に対しては分別収集の実施を、容器包装を製造・販売・利用する事業者に対しては容器包装廃棄物の再資源化を義務づけている。県内すべての市町村が、何らかの形で容器包装廃棄物のリサイクルを行うこととしている。（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

溶存酸素（DO：Dissolved Oxygen） 水中に溶解している酸素のこと。数値が小さいほど、水質汚濁が著しい。

ラ

ラムサール条約 正式には「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」という。1972年2月、イランのラムサールで採択された。この条約は、水鳥の生息地として、国際的に重要な湿地とそこに生息する動植物の保全及び湿地の適正な利用を目的としている。わが国は1980年10月に加盟した。

リ

リサイクル（再利用 Recycling） 焼却してその熱エネルギーを利用するサーマルリサイクルと、素材（材料）として再利用するマテリアルリサイクル、熱あるいは化学反応により分解し、燃料又は化学原料として再利用するケミカルリ

サイクルがある。

ル

類型指定 環境基準は、地域の状況に応じて騒音の大きさが分けられている。この種類を類型といい、類型指定とは、都道府県知事が都市計画の用途地域等を参考としながら、それぞれの類型を当てはめる地域を指定することをいう。

水質汚濁の環境基準については、環境大臣又は都道府県知事が河川、湖沼、海域ごとに、利水目的に応じて水域類型（ランク付け）をあてはめるが、この類型あてはめのために水域を指定することを類型指定という。

レ

レッドデータブック 国際自然保護連合（IUCN）が世界各国の専門家の協力によって作成した絶滅のおそれのある種のリストや、生態、圧迫要因等を取りまとめた資料集。

わが国においても、環境庁（現環境省）が専門家の協力を得て、1991年、「日本の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブック）」脊椎動物編と無脊椎動物編を、2000年に植物と（維管束植物）と植物（維管束植物以外）を発刊し、その後2006年までに各分類群毎の改訂版を順次発刊している。

また、奈良県においても、県内各地域の自然特性を明らかにし、県民に郷土愛の高揚や自然保護思想の普及啓発を図るため、平成15～19年度の5ヶ年間で作成作業をすすめている。

ワ

ワシントン条約 正式には「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」という。1973年3月、アメリカのワシントンで採択され、1975年に発効した。ワシントン条

約における規制とは、絶滅のおそれのある野生動植物約 1,000 種を、その程度に応じて、附属書の ~ にリスティングし、政府の発給した許可証のないものは取り引きしないというものである。わが国は 1980 年 8 月に加盟した。

その他

NPO (民間非営利組織 Non-Profit Organization) 利益を得ることを目的とする組織である企業とは異なり、利益を関係者に分配しない、社会的な使命の実現を目指して活動する組織や団体のこと。

ボランティアは、「個人」に注目した言葉で、NPO は、「団体」に注目した言葉。NPO 法人とは、「特定非営利活動法人」の通称で、特定非営利活動促進法に基づき、所轄庁が認証した法人を呼ぶ。

P P P (Polluter Pays Principle) 汚染者負担の原則。汚染物質を排出している者は、それによって環境が汚染されることを防止するための費用を自らが負担すべきであるという考え方。

P R T R (Pollutant Release and Transfer Register) 化学物質の環境への排出量、廃棄物に含まれての移動量等を事業者の報告や推計に基づいて行政庁が把握し、集計し、公表する制度。

3 R (Reduce, Reuse, Recycle) 3 R とは、リデュース (Reduce 発生抑制)、リユース (Reuse 再使用)、リサイクル (Recycle 再生利用) について、3 つの頭文字をとって表したものの。

リデュースは、再利用しやすい製品の設計や、過剰包装の抑制等により、廃棄物の発生を減らすこと。

リユースは、使用済みの製品等について、全

部又は一部をそのまま繰り返し使用すること。

リサイクルは、使用済みの製品等について、原材料として再利用すること。

6 つの「R」(Reduce, Reuse, Recycle, Refuse, Repair, Rental) リデュース、リユース、リサイクルの、いわゆる「3 R」にリフューズ、リペアー、レンタルの 3 つを加えた、6 つの頭文字をとって表したものの。

リデュースは、再利用しやすい製品の設計や、過剰包装の抑制等により、廃棄物の発生を減らすこと。

リユースは、使用済みの製品等について、全部又は一部をそのまま繰り返し使用すること。リフューズは、ごみを増やすことになるものを受け取らないこと。

リペアーは、修理して同じ製品を長く使うこと。

レンタルは、買わなくても済むものを借りて済ますこと。